

令和5年度 第1回熊取町空家等対策審議会 次第

1. 日時 令和5年11月28日（火）13時～14時
2. 場所 熊取町役場 東館2階第1会議室
3. 案件
 - 【1】
会長の選任について
 - 【2】
令和4年度熊取町空家等実態調査の結果報告
 - 【3】
空家所有者へのアンケート実施と同アンケート（素案）について
4. その他

令和5年度 第1回熊取町空家等対策審議会

案件【1】 会長の選任について

案件【2】 令和4年度熊取町空家等実態調査の結果報告

これまでの空家の状況

1. 住宅・土地統計調査

国が5年に一度行う統計調査で、新聞紙上などの一般的な空家率は本調査の結果によるものです。

調査名	年	空家数	住宅総数	空家率
住宅・土地統計調査 (国調査)	平成20年	960	16,680	5.8%
	平成25年	1,130	15,940	7.1%
	平成30年	1,230	18,350	6.7%

平成30年住宅・土地統計調査において、全国の空家率は13.6%となっていましたが、本町の空家率は6.7%と低い水準になっています。

なお、住宅・土地統計調査は「抽出調査」によるもので、サンプル調査から町全域の状況を推計したものです。

2. 自治会協力による空家調査

平成30年に自治会の協力得て、町内の戸建て住宅の空き家数を調査しました。

調査名	年度	空家数
自治会協力による空家調査	平成30年度	409

令和4年度調査で409件の経年変化を確認したところ、
・空地等29件・新築、建替58件
・居住者あり132件であり、
引き続き空家であったのは190件でした。

令和4年度熊取町空家等実態調査の結果概要

令和4年度に、町内における空家数を再調査するとともに、建物等の実態を把握するため、実態調査を実施しました。

調査名	年度	空家数
熊取町空家等実態調査	令和4年度	471

また、調査にあたっては、あらかじめ目視による空家等の判定基準、不良度の基準を設定し、空家数に加え、不良度についても併せて調査を実施しました。

不良度については「建物不良度」と「環境等不良度」の2不良度で判定。それぞれA～Dにランク付けし、より利用困難なランクを不良度判定ランクとして採用しています。

各空家の状況

空家総数	不良度判定ランク			
	A	B	C	D
471	147	151	129	44

不良度

Aランク:管理に特段問題はなく、現況で利用可能

Bランク:管理は若干行き届いていないが、簡易な対策で利用可能

Cランク:倒壊の可能性はないが、現況での利用は支障あり

Dランク:管理は行き届いておらず、現況での利用は困難

府内の他市町の調査結果からみれば、空家数は低い水準にあるものの、調査の結果でDランクとなった空き家については、現在の状況が続けば将来、**特定空家等(※)**になることが懸念され、早い段階で所有者へ適切な情報提供と支援策が必要となります。

特定空家等(※)とは下記(1)～(4)いずれかにあると認められる空家

- (1)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2)著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

案件【3】 空家所有者へのアンケート実施と同アンケート(素案)について

1. アンケート実施について

空家の適正管理や利活用に繋がる支援制度等の検討資料とするため、実態調査で把握した空家の所有者に対して、アンケートを実施したいと考えています。

2. アンケート(素案)について(資料⑤のとおり)

内容については、令和元年度に国が行った空家所有者実態調査の内容も参考にしつつ、より熊取町の地域性特有の問題点を鮮明にできる設問とするため、当審議会でご審議いただきます。

(その他)

令和5年第2回空家等対策審議会は令和6年3月開催予定

平成30年住宅・土地統計調査

住宅及び世帯に関する基本集計【結果の概要】

大阪府総務部統計課 人口・労働グループ

《詳しくは大阪府ホームページに掲載しています。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/jutyu/jutyu30kouhyou.html>》

平成30年10月1日現在で実施した平成30年住宅・土地統計調査の住宅及び世帯に関する基本集計結果の概要（大阪府版）は次のとおりです。

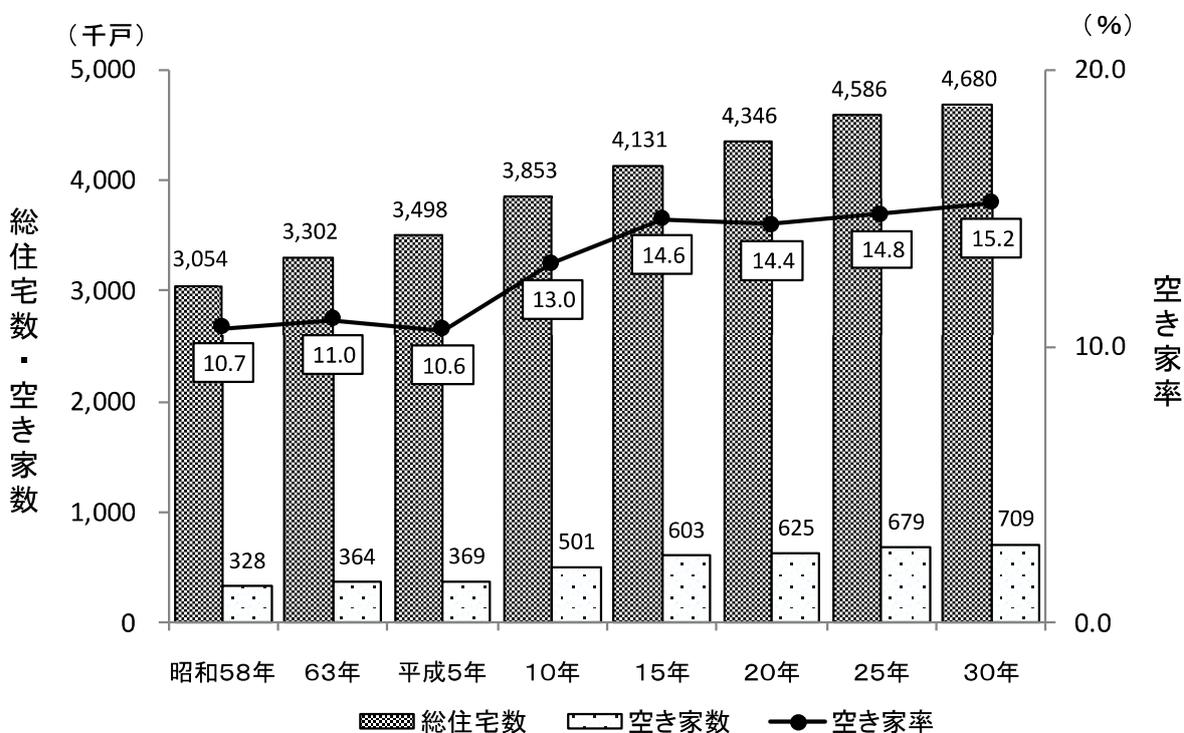
※用語の解説については、大阪府ホームページに掲載している「大阪府公表」を参照してください。

1 総住宅数と空き家数

ー総住宅数は約468万戸で増加率2.1%、空き家の割合は15.2%で過去最高ー

平成30年10月1日現在における大阪府の総住宅数は468万200戸で、5年前（平成25年）と比較すると9万4,200戸の増加、増加率は2.1%となっています。総住宅数のうち空き家についてみると、空き家数は70万9,400戸で、5年前に比べて3万600戸増加、空き家の割合（空き家率）は15.2%となっており、空き家数、空き家率ともに過去最高となっています。

図1 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移（昭和58年～平成30年）



全国の空き家率について都道府県別にみると、最も高いのは山梨県（21.3%）で、次いで和歌山県（20.3%）、長野県（19.6%）などとなっています。一方、最も低いのは埼玉県（10.2%）で、次いで沖縄県（10.4%）、東京都（10.6%）などとなっています。大阪府（15.2%）は22位となっています。

表1 総住宅数、空き家数及び空き家率—全国、都道府県—（平成30年）

	総住宅数 (戸)	空き家数 (戸)	空き家率 (%)	空き家率の 全国順位
全国	62,407,400	8,488,600	13.6	—
北海道	2,807,200	379,800	13.5	34
青森県	592,400	88,700	15.0	24
岩手県	579,300	93,500	16.1	14
宮城県	1,089,300	130,500	12.0	42
秋田県	445,700	60,800	13.6	33
山形県	449,000	54,200	12.1	41
福島県	861,300	123,500	14.3	29
茨城県	1,328,900	197,200	14.8	25
栃木県	926,700	160,700	17.3	10
群馬県	949,000	158,300	16.7	12
埼玉県	3,384,700	346,200	10.2	47
千葉県	3,029,800	382,500	12.6	40
東京都	7,671,600	809,900	10.6	45
神奈川県	4,503,500	484,700	10.8	44
新潟県	994,500	146,200	14.7	26
富山県	452,600	60,000	13.3	36
石川県	535,800	77,800	14.5	27
福井県	325,400	45,000	13.8	31
山梨県	422,000	90,000	21.3	1
長野県	1,007,900	197,300	19.6	3
岐阜県	893,900	139,800	15.6	15
静岡県	1,714,700	281,600	16.4	13
愛知県	3,481,800	393,800	11.3	43
三重県	853,700	129,600	15.2	21
滋賀県	626,000	81,200	13.0	37
京都府	1,338,300	171,800	12.8	38
大阪府	4,680,200	709,400	15.2	22
兵庫県	2,680,900	360,200	13.4	35
奈良県	617,600	87,200	14.1	30
和歌山県	485,200	98,400	20.3	2
鳥取県	256,600	39,900	15.5	17
島根県	314,200	48,300	15.4	20
岡山県	916,300	142,500	15.6	16
広島県	1,430,700	215,600	15.1	23
山口県	719,900	126,800	17.6	9
徳島県	380,700	74,100	19.5	4
香川県	487,700	88,200	18.1	8
愛媛県	714,300	129,800	18.2	7
高知県	391,600	74,600	19.1	5
福岡県	2,581,200	328,600	12.7	39
佐賀県	352,100	50,500	14.3	28
長崎県	659,500	101,500	15.4	19
熊本県	813,700	111,900	13.8	32
大分県	581,800	97,700	16.8	11
宮崎県	546,400	84,200	15.4	18
鹿児島県	879,400	167,000	19.0	6
沖縄県	652,600	67,900	10.4	46

(注) 空き家率の全国順位は、表章単位未満の端数を含めて順位付けている。

大阪府内の空き家率について市町村別にみると、最も高いのは吹田市(18.4%)で、次いで岬町(17.9%)、門真市(17.4%)などとなっています。一方、最も低いのは熊取町(6.7%)で、次いで交野市(9.8%)、島本町(10.0%)などとなっています。

表2 総住宅数、空き家数及び空き家率—大阪府内市町村—(平成30年)

	総住宅数 (戸)	空き家数 (戸)	空き家率 (%)	空き家率の 府内順位
大阪府(39市町)				
大阪市	1,675,900	286,100	17.1	4
堺市	404,400	54,800	13.6	25
岸和田市	85,180	11,810	13.9	21
豊中市	201,530	30,830	15.3	12
池田市	53,120	6,660	12.5	29
吹田市	210,910	38,710	18.4	1
泉大津市	36,010	5,650	15.7	10
高槻市	165,120	17,020	10.3	36
貝塚市	39,390	5,610	14.2	20
守口市	77,790	13,180	16.9	5
枚方市	190,160	23,560	12.4	30
茨木市	135,270	14,690	10.9	35
八尾市	131,520	18,830	14.3	18
泉佐野市	49,050	6,770	13.8	23
富田林市	51,970	6,870	13.2	26
寝屋川市	117,140	17,200	14.7	14
河内長野市	46,310	5,180	11.2	32
松原市	58,370	8,450	14.5	16
大東市	59,890	8,660	14.5	17
和泉市	81,050	9,270	11.4	31
箕面市	68,570	9,060	13.2	27
柏原市	33,180	5,480	16.5	6
羽曳野市	52,060	8,520	16.4	7
門真市	68,960	11,970	17.4	3
摂津市	42,900	5,940	13.8	22
高石市	27,080	4,190	15.5	11
藤井寺市	30,730	4,450	14.5	15
東大阪市	271,590	44,390	16.3	8
泉南市	27,150	3,550	13.1	28
四條畷市	25,410	3,630	14.3	19
交野市	32,120	3,160	9.8	38
大阪狭山市	26,790	2,940	11.0	34
阪南市	24,490	3,600	14.7	13
島本町	13,490	1,350	10.0	37
豊能町	8,720	970	11.1	33
忠岡町	7,750	1,240	16.0	9
熊取町	18,350	1,230	6.7	39
岬町	8,030	1,440	17.9	2
河南町	6,970	960	13.8	24

(注1) 能勢町、田尻町、太子町、千早赤阪村は表章対象外

(注2) 空き家率の府内順位は、表章単位未満の端数を含めて順位付けている。

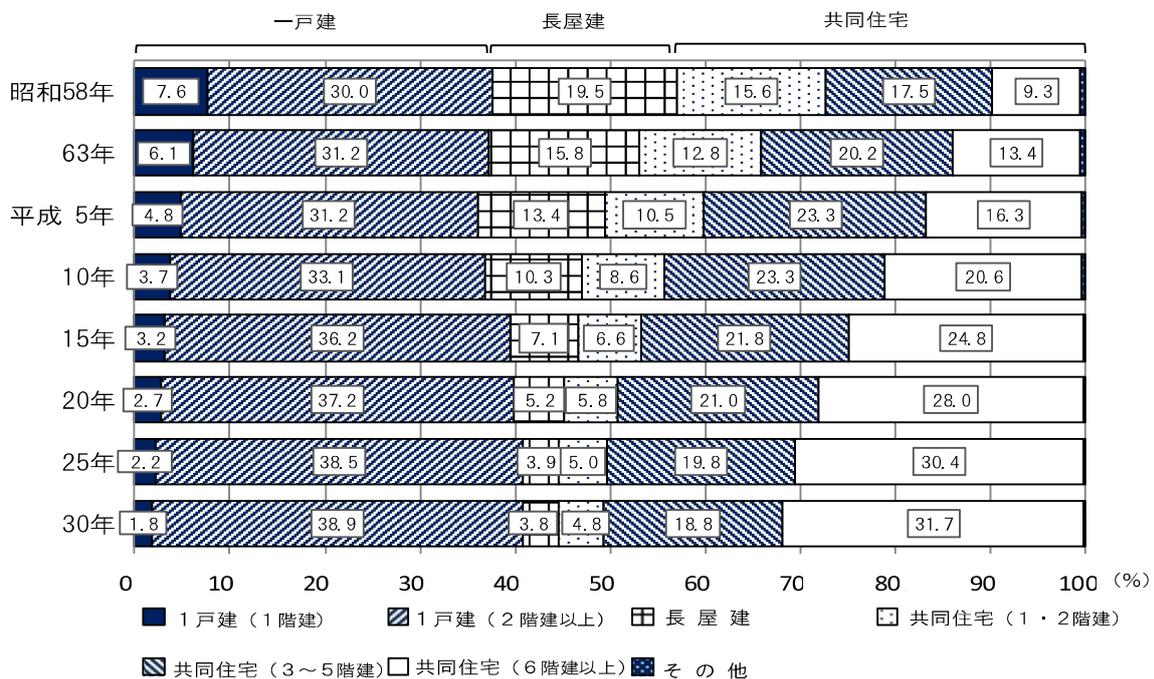
2 住宅の建て方

—共同住宅が半数以上を占める—

「居住世帯のある住宅」（以下、「住宅」という。）を建て方別にみると、一戸建が160万7,400戸（住宅全体の40.7%）、長屋建が14万9,200戸（同3.8%）、共同住宅が218万6,300戸（同55.4%）、その他が6,700戸（同0.2%）となっており、共同住宅が半数以上を占めています。

5年前（平成25年）と比較して、一戸建は2万5,800戸、共同住宅は4万2,300戸の増加となっています。一戸建及び共同住宅は一貫して増加を続けているのに対し、長屋建は1,800戸減少となっており、一貫して減少を続けています。また、その他は800戸の増加となっています。

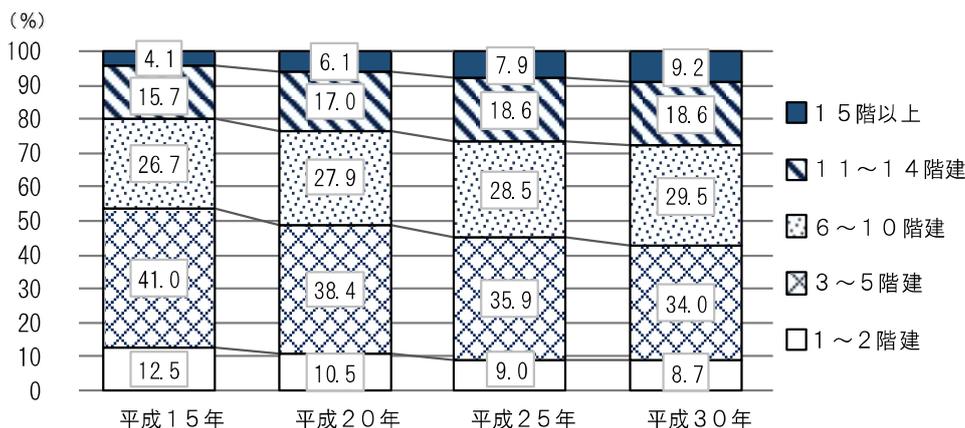
図2 住宅の建て方、階数別割合の推移（昭和58年～平成30年）



—進む共同住宅の高層化—

共同住宅の階数別割合について、平成15年から15年間の推移をみると、1～2階建（3.8ポイント低下）、3～5階建（7.0ポイント低下）については減少傾向、6～10階建（2.8ポイント上昇）、11～14階建（2.9ポイント上昇）、15階建以上（5.1ポイント上昇）は増加傾向にあり、共同住宅の高層化が進んでいます。

図3 共同住宅の階数別割合の推移（平成15～30年）



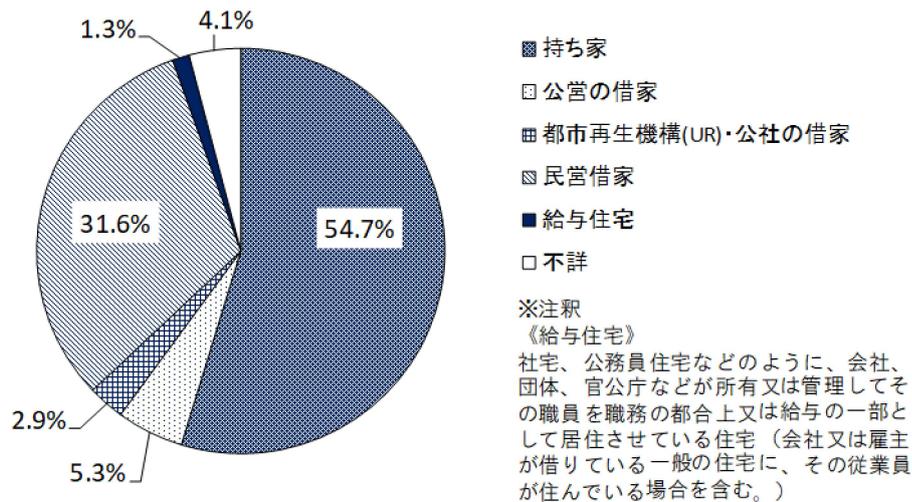
3 住宅の所有の関係

—持ち家が半数以上を占める—

住宅を所有の関係別にみると、持ち家が216万900戸（住宅全体に占める割合は54.7%）、借家は162万7,400戸（同41.2%）となり、持ち家が半数以上を占めます。

借家の内訳をみると、最も割合が高いのは民営借家で124万9,600戸（同31.6%）、次に公営の借家が21万300戸（同5.3%）、都市再生機構（UR）・公社の借家が11万4,700戸（同2.9%）、給与住宅が5万2,800戸（同1.3%）となっています。

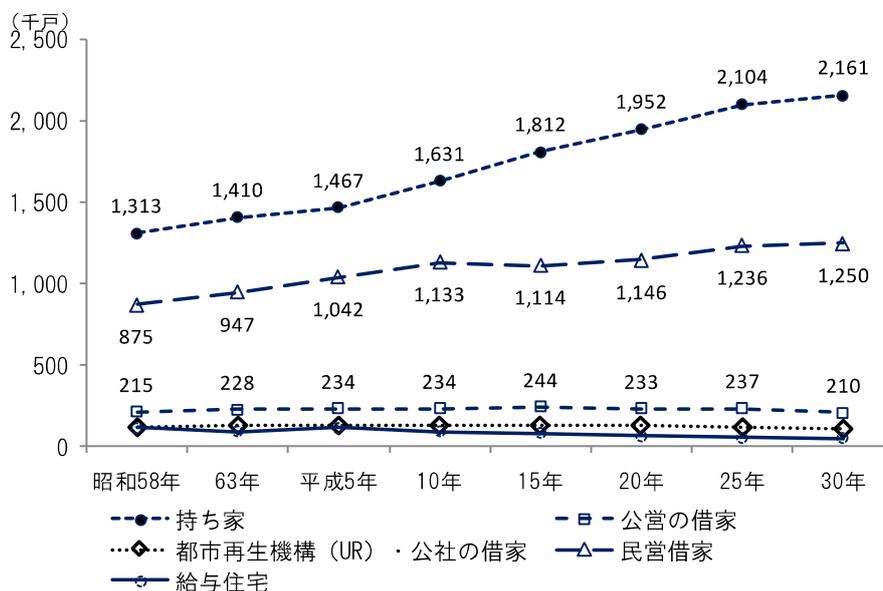
図4 住宅の所有の関係別割合（平成30年）



—持ち家は一貫して増加—

5年前（平成25年）に比べ、持ち家は5万6,600戸増加し、民営借家も1万4,100戸の増加となっており、持ち家については一貫して増加を続けています。公営の借家は2万6,800戸、都市再生機構（UR）・公社の借家は8,700戸、給与住宅は6,000戸の減少で、給与住宅については平成5年以降減少し続けています。

図5 住宅の所有の関係別住宅数の推移（昭和58年～平成30年）



4 高齢者等のための設備状況

一半数の住宅は高齢者等のための設備がある

高齢者等のための設備についてみると、設備がある住宅は202万1,500戸で、住宅全体の51.2%となっています。また、15年前（平成15年）の138万4,500戸（39.7%）に比べて11.5ポイント上昇し、増加傾向が続いています。

設備の内訳をみると、最も多いのが「手すりがある」で、160万4,000戸で住宅全体の40.6%、次いで「段差のない屋内」が81万9,700戸（20.8%）、「またぎやすい高さの浴槽」が72万4,400戸（18.3%）となっており、平成25年と比べると「またぎやすい高さの浴槽」以外は増加しています。

図6 高齢者等のための設備がある住宅数及び割合の推移（平成15年～30年）

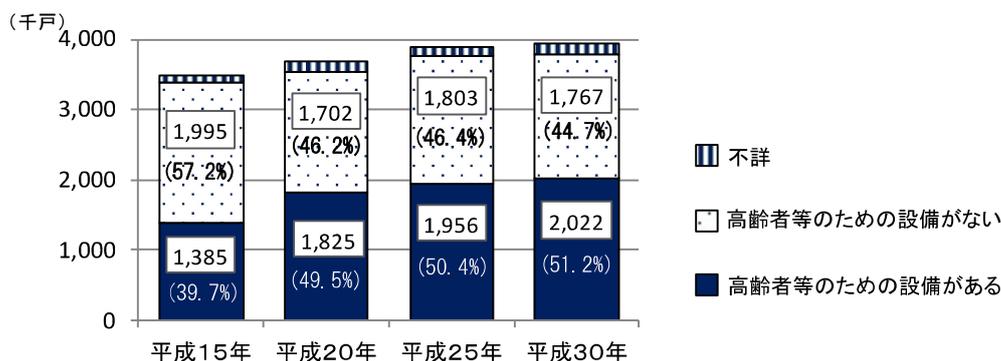


図7 高齢者等のための設備状況別住宅数の推移（平成15年～30年）

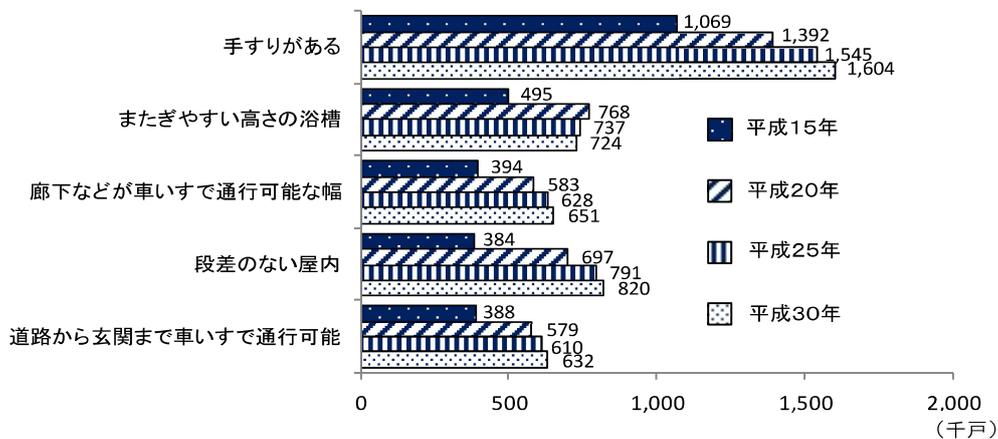


表3 高齢者等のための設備状況別住宅数（平成15年～30年）

	実数（戸）				割合（%）			
	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
総数	3,490,400	3,685,100	3,882,400	3,949,600	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者等のための設備がある	1,384,500	1,824,500	1,955,700	2,021,500	39.7	49.5	50.4	51.2
手すりがある	1,068,800	1,392,300	1,544,700	1,604,000	30.6	37.8	39.8	40.6
またぎやすい高さの浴槽	495,100	768,400	736,800	724,400	14.2	20.9	19.0	18.3
廊下などが車いすで通行可能な幅	394,300	582,600	627,900	651,200	11.3	15.8	16.2	16.5
段差のない屋内	384,300	696,900	791,400	819,700	11.0	18.9	20.4	20.8
道路から玄関まで車いすで通行可能	388,000	578,800	609,500	631,900	11.1	15.7	15.7	16.0
高齢者等のための設備がない	1,995,300	1,702,400	1,803,300	1,766,700	57.2	46.2	46.4	44.7

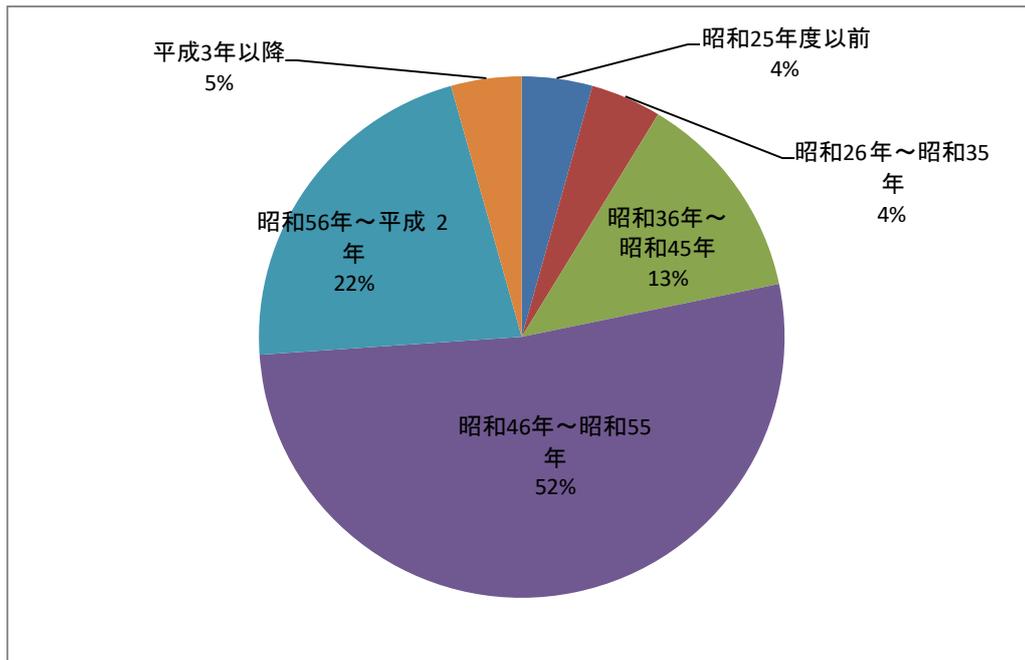
（注1）総数には高齢者等のための設備状況「不詳」を含む。

（注2）「高齢者等のための設備がある」の内訳は複数回答であるため、合計とは一致しない。

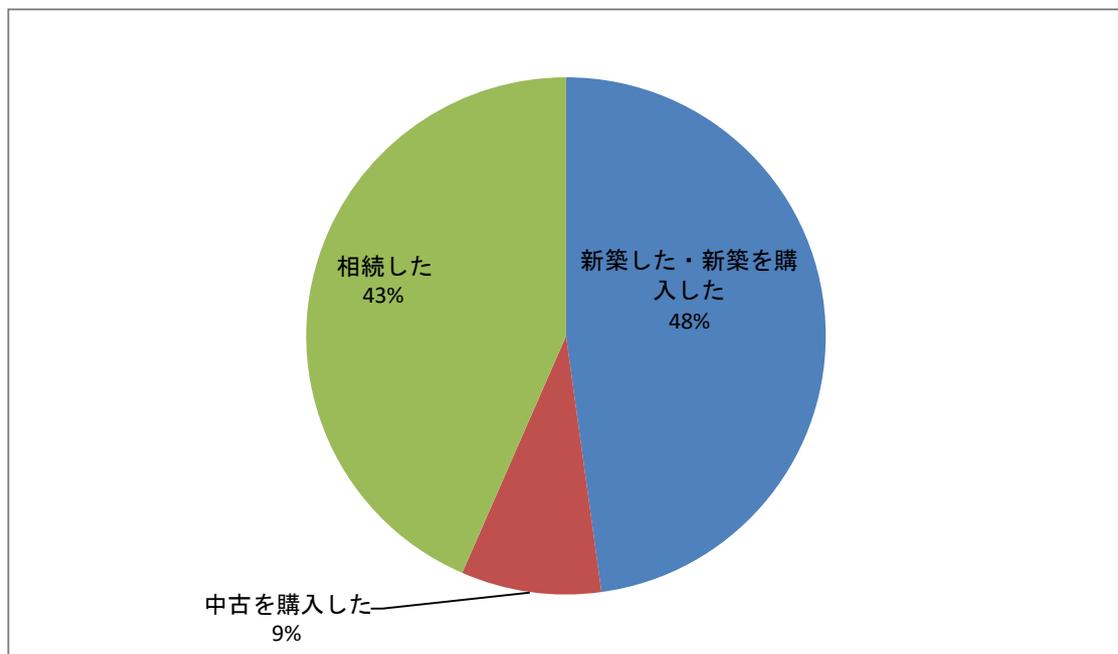
② 空家所有者アンケート（平成31年度実施）

自治会アンケートの回答で比較的空家数が多い8自治会について、町職員により自治会全域を調査し、空家と思われる約100戸の住宅について所有者へのアンケート調査を実施し、33件の回答がありました。

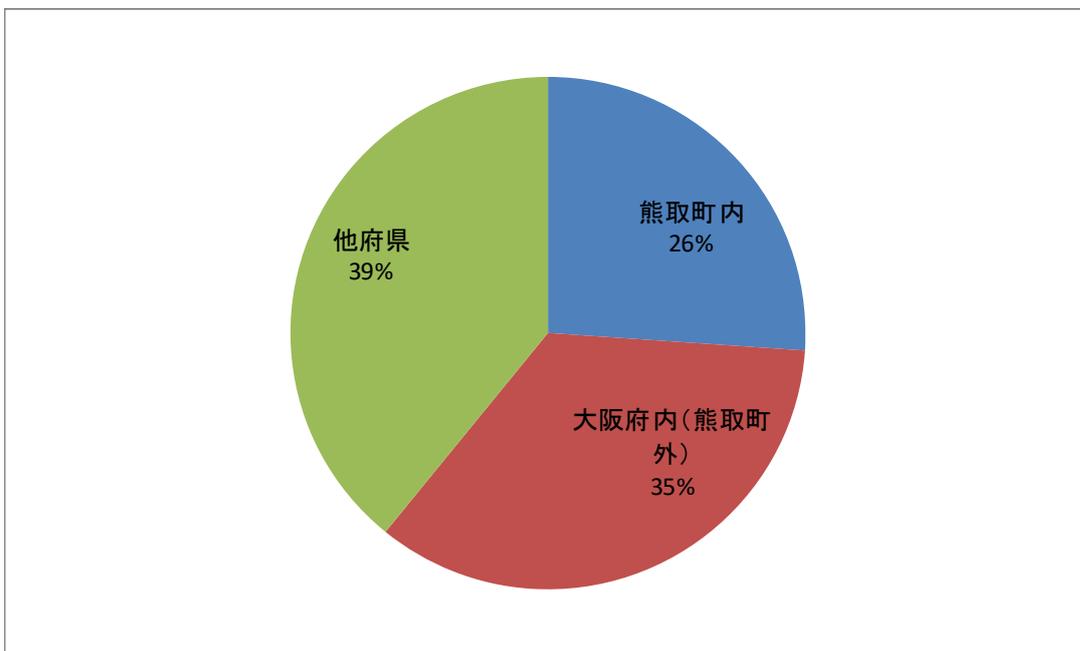
問1：住宅が建築された時期はいつですか。



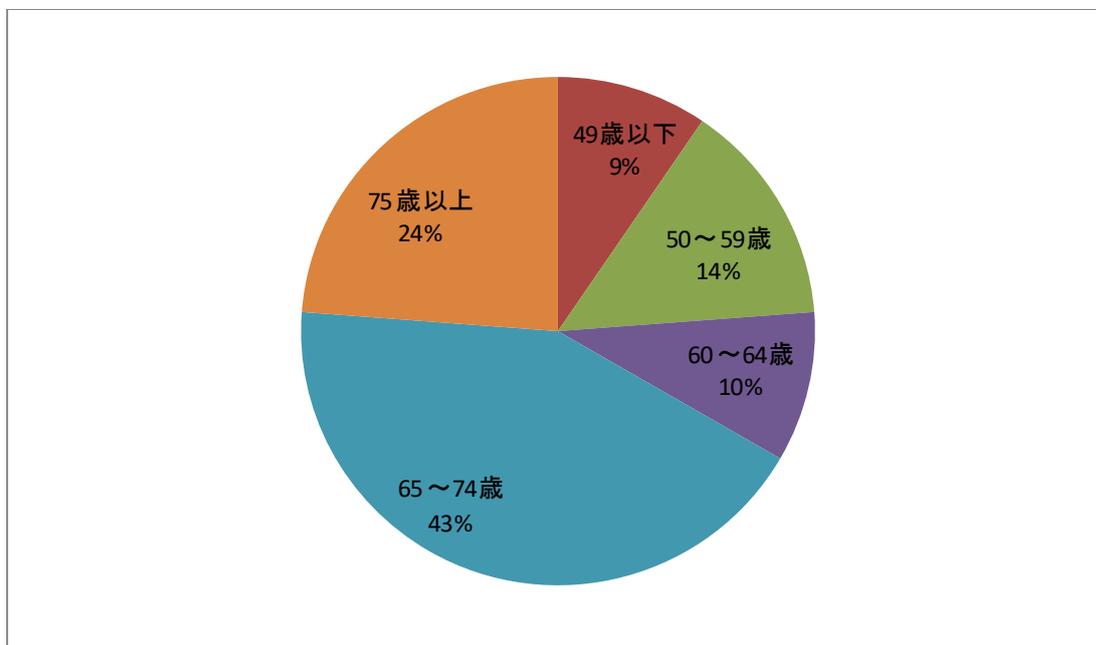
問2：あなたはこの住宅をどのようにして取得しましたか。



問3：あなたは今、どこに住んでいますか。

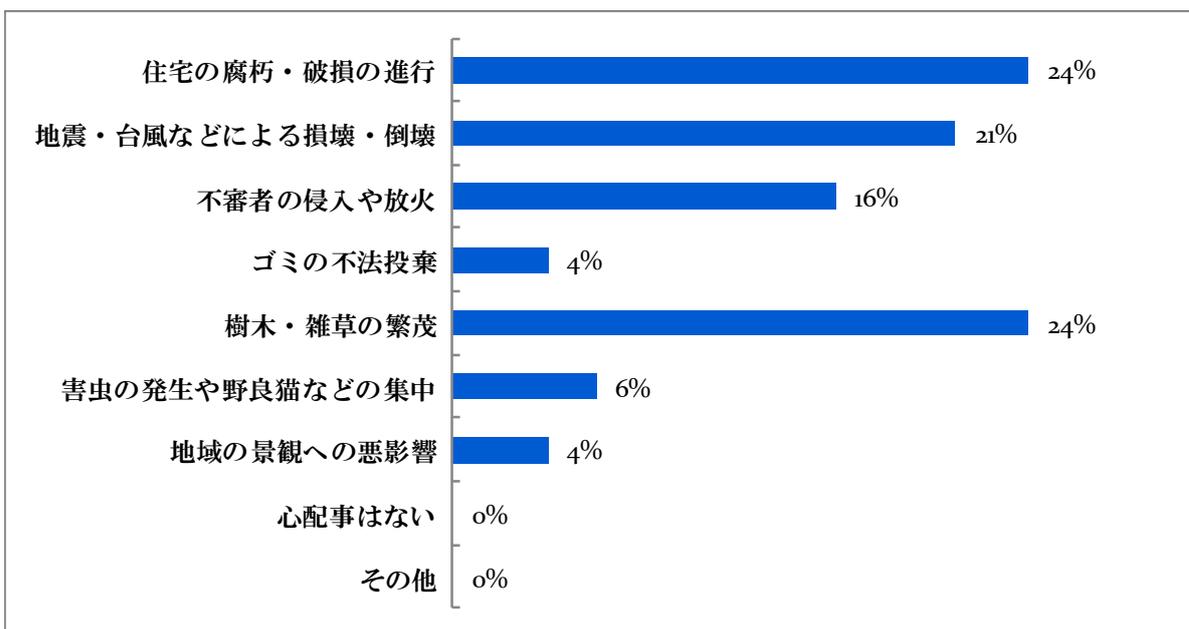


問4：あなたの満年齢はおいくつですか。(平成31年1月1日現在)



昭和40年代後半からの人口急増期に新築された物件が多く、空家の所有者の年齢は65歳以上の高齢者が6割を超えています。

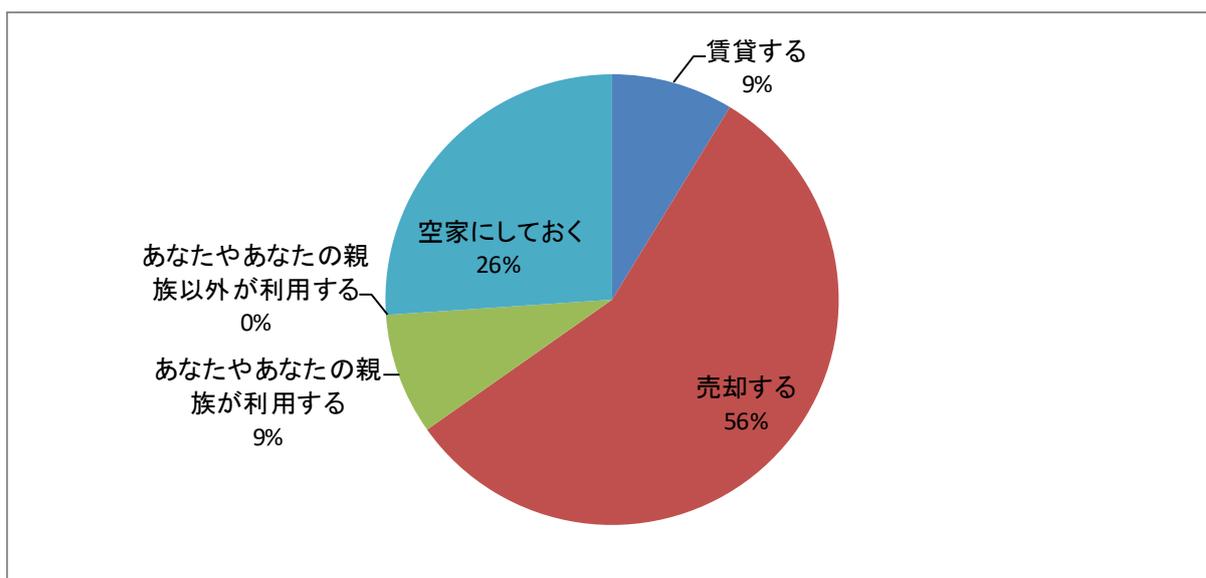
問5：あなたは住宅の管理について、どのようなことを心配していますか。（複数回答可）



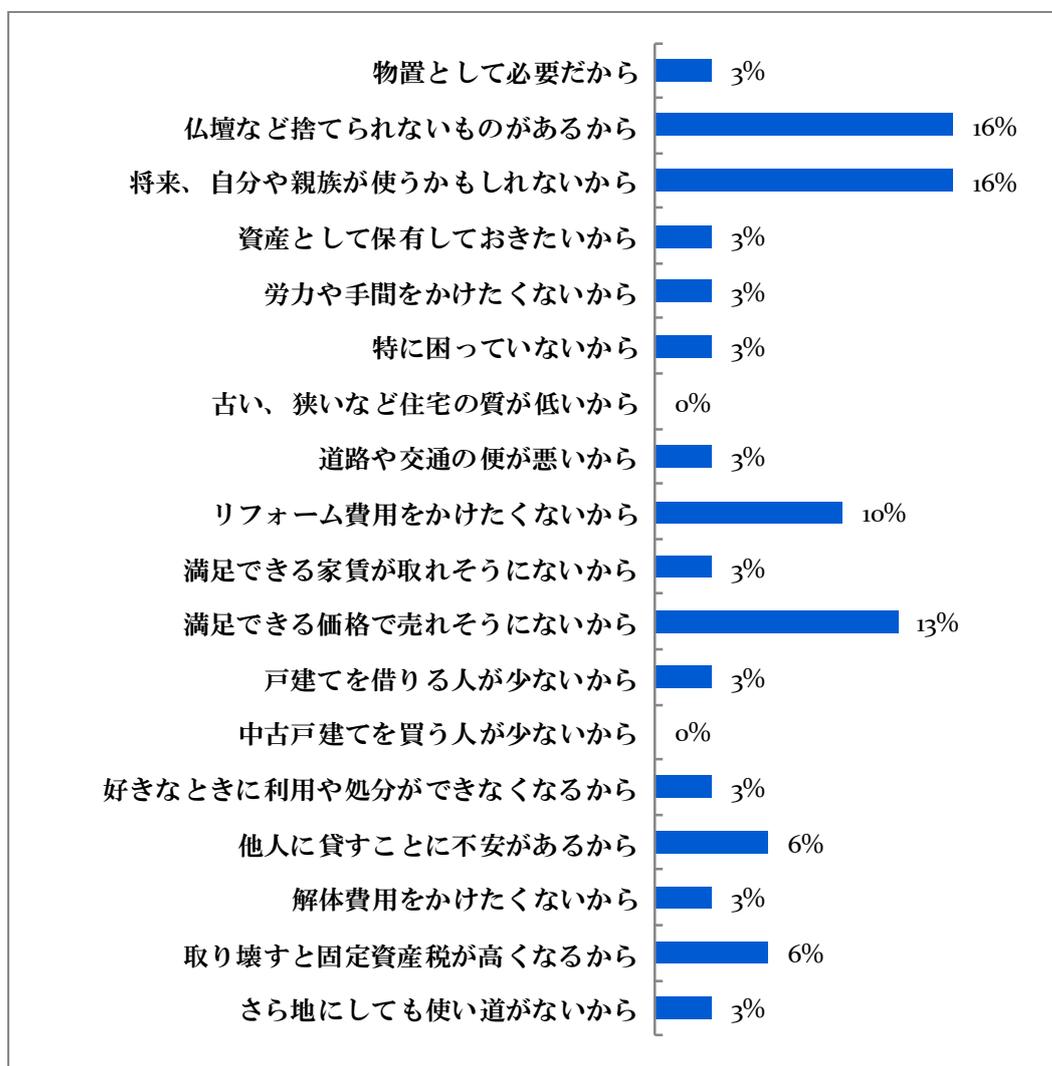
回答者全体に対する割合 (%)

「住宅の腐朽・破損の進行」や「樹木・雑草の繁茂」が所有者の心配事となっており、売却を考えている所有者が多くなっています。

問6：あなたは今後5年間程度のうちに、この住宅をどのように利用したいですか。



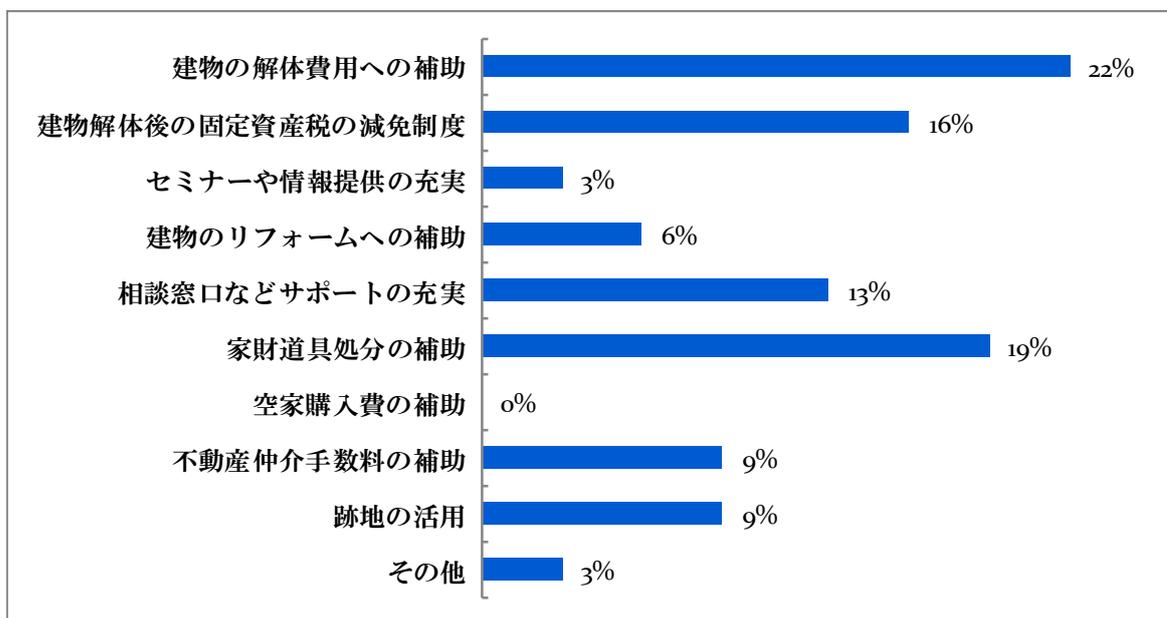
問7：賃貸、売却しないまたは取り壊さない理由は何ですか。（複数回答可）



回答者全体に対する割合 (%)

「仏壇など捨てられないものがあるから」、「将来、自分や親族が使うかもしれないから」に次いで、「満足な価格で売れそうにないから」という回答が多くなっています。

問8：希望する空家対策とはどのようなものですか。（複数回答可）



回答者全体に対する割合 (%)

「建物の解体費用への補助」、「家財道具処分の補助」が多くなっています。問7で「住宅の腐朽・破損の進行」や「樹木・雑草の繁茂」が所有者の心配事となっており、空家を売却などにより処分したい気持ちはあっても、納得できる価格で売却できないこと、さらに売却にあたっての建物の除却や家財の処分費についても相当の負担が見込まれるため、空家を放置したくはないが、経済的な理由で処分を見合わせている状況が見受けられます。

2-5 今後の実態把握

今回の所有者アンケート調査は、町全域が対象ではありません。また、全て現地調査の上で、空家と思われる住宅の所有者へ向けアンケート調査を実施しましたが、アンケートの回収率は低い水準にとどまりました。今後も引き続き、現地調査、空家所有者へ向けてのアンケート調査などにより実態把握に努めるとともに、その機会を活かして、空家活用に関するPRなどを行なっていきます。

令和4年度熊取町空家等実態調査
業務報告書（抜粋版）

目 次

第一章 概要	2
1. 業務の目的	2
2. 業務概要及び範囲	2
3. 業務期間	2
4. 業務内容	2
第二章 調査方法	5
1. 調査件数	5
2. 現地調査内容（現地調査票）	6
3. 不良度ランク	7
第三章 調査結果	10
1. 調査結果	10

第一章 概要

1. 業務の目的

本業務は、熊取町全域の空家等に対して現地調査を行い、空家等の現在の件数及び状態や位置、外観目視による不良度・危険度判定等を実施し、空家等に関するデータベースを作成し、「熊取町空家等対策計画」(熊取町まち育てプラン)及び空き家対策に係る諸施策の検討のための基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務概要及び範囲

(1) 熊取町全域の空家等を対象として調査。

(2) JR 熊取駅周辺の近隣商業地域については、空き店舗及び店舗として利活用可能な倉庫等の空物件並びに駐車場として利活用されている土地の所在及び規模についても調査。

3. 業務期間

令和4年12月21日から令和5年3月27日まで

4. 業務内容

(1) 事前机上調査

空家等

以下、資料から現地調査対象一覧表を作成した。

- ・平成30年度熊取町空き家実態調査及びその更新情報関係書類(町から貸与)
- ・当社住宅地図作成時に熊取町全域の現地調査時に行った外観目視による空家等の位置等の情報
- ・その他必要とする町からの貸与資料

※ JR 熊取駅周辺の近隣商業地域の空き店舗・空き倉庫・駐車場

JR 熊取駅周辺の近隣商業地域については、全域を現地調査対象とするため、机上調査はなしとした。

(2) 現地調査準備

ア 業務実施計画書・工程表の作成

イ 事前協議打合せ(発注者:受注者)

ウ 現地調査票、不良度・危険度判定表の作成

エ 現地調査マニュアルの作成

オ 現地調査対象一覧表、現地調査票項目、不良度・危険度判定表項目の各データの GIS システムへのデータ取込及び現地対象先位置図データの現地調査タブレット端末へのデータ取込

カ 現地調査員教育・研修実施

キ 現地調査員証明発行申請貸与、現地調査時着用腕章準備

- ク 現地調査実施周知のための、町 HP 等への現地調査の旨の掲載依頼
- ケ 調査進行計画立案
- コ 現地立会い調査の実施（調査員及び町担当職員参加）

(3) 現地調査

ア 空家等特定

現地調査対象一覧表の家屋等に対し、外観目視による現地調査を実施し、以下の判断基準にて空家等を特定。また以下の空家等情報の取得、不良度・危険度判定及び外観（空家と特定したものに対しては全体写真、不良、危険箇所写真、周囲に対する影響等の写真）の撮影を実施した。

【判断基準】

・郵便受けにチラシや郵便物等が大量に溜まっている。
・窓ガラスが割れたままになっている。
・カーテンや家具がない。
・門から玄関までの雑草の繁茂や放置物があるなど、出入りしている様子がない。
・売却や賃貸物件の表示がある。
・表札がない。
・敷地内にごみ等の不法投棄がみられる
・電気メーターが動いていない。

【取得する情報】

所在地情報	所在地、位置座標（世界測地系、緯度・経度）、住宅地図帳頁・記載位置
建物情報	建物名称（個人宅名称含む）、建物用途（戸建住宅、長屋住宅、併用住宅、店舗兼住宅）、建物階数
景観情報	門柱及び塀の損傷、傾きの有無、雑草の繁茂の有無、立木の腐朽または倒壊の有無、近隣道路へのはみ出しの有無、ごみ等の放置又は不法投棄の有無、窓ガラスの損傷の有無
その他	管理番号の付与、写真データ（近景・遠景・景観情報等）

イ 不良度・危険度評価の実施

空家等と特定したものに対して、「地方公共団体における空き家調査の手引き(平成24年6月国土交通省住宅局作成)」をもとに外観目視により建物の不良度及び危険度の度合を判定し、ランク付けを行うほか、当該空家等が周囲に及ぼす影響及び危険度についても判定した。

ウ 町内巡回調査

前項の「(1)事前机上調査」、以外に判明した空家等も把握するために、現地調査実施時に町内巡回し調査を行った。

エ JR熊取駅周辺の近隣商業地域の空き店舗・空き倉庫・駐車場

JR熊取駅周辺の近隣商業地域全域を対象として、現地調査を実施し、空き店舗及び店舗として利活用可能な倉庫等の空物件並びに駐車場として利活用されている土地の所在及び規模について調査した。

また「(3)現地調査」 ア 空家等特定、イ 不良度・危険度評価の実施についても行った。

(4) 調査結果の電子データ化と成果品作成

ア 現地調査で得た結果の情報をもとに、汎用GISシステムで利用可能な空家等データベースの作成と付随する撮影画像ファイルとの関連付けを実施。

イ 空家等台帳

空家等として特定したものに対して、1件毎の台帳を作成。

ウ 業務報告書

空家等実態調査の方法や空家等戸数、不良度・危険度別戸数、地域別戸数、傾向等の分析結果、町内全域の空家等の分布状況がわかる空家等分布図を記載した報告書の作成。

エ 意向調査票発送準備

意向調査票データ作成、発送・返信用封筒印刷、発送先宛名ラベルデータ作成

第二章 調査方法

1. 調査件数

(1) 空家等

机上調査、町内巡回調査により、調査件数は904件となった。内訳は以下の通りとなった。

方法	内容	件数
机上調査	① 平成30年度調査結果を精査し空家等と特定した建物	409
	② 平成30年度以降に更新した空家等と特定した建物	162
	③ ゼンリン空き家コンテンツ※	302
町内巡回調査・現地調査	本業務の机上調査後の現地調査、JR熊取駅周辺近隣商業地域現地調査時に空家等と特定した建物	31
	合計	904

※ ③ 空き家コンテンツは住宅地図を作成するために現地調査を行った際、空家等と思われる物件の位置等をデータ化したもの。但し、①、②の件数と重複するものは含まない。

(2) JR熊取駅周辺の近隣商業地域の空き店舗・空き倉庫・駐車場

机上調査は行わず現地調査を行い、現地調査の結果、調査件数は97件となった。

その内訳は、駐車場50件、空き店舗47件、空き倉庫0件であった。

2. 現地調査内容（現地調査票）

現地調査内容は以下の通りとした。

熊取町空家等現地調査票				調査員氏名			
調査番号						調査日付	
所在地							
No	判定	調査項目	写真	選択肢			
1		調査対象物件		1. あり		2. なし(空き地等)⇒調査終了	
2		調査実施状況		1. 可		2. 不可⇒調査終了	
3		調査不可の場合:その理由		1. 公道から遠い	2. 繁茂等により進入不可	3. 公道との高低差	4. 調査拒否
		その他(自由記述)					
4		使用実態		1. 使用実態がない可能性が高い		2. 使用実態あり⇒調査終了	
		使用実態ありの理由		1. 住人がいる	2. 洗濯物が干してある	3. 使用形跡のある車両がある	4. 電気が点いている
		その他(自由記述)		5. ペットがいる	6. TV・水道など生活音がする	7. その他	
5	外	建築物の階数		1. 平屋建て	2. 2階建て	3. 3階建て	4. 4階建て以上
6	外	建築物の構造		1. 木造		2. 非木造	
7	外	建築物の用途		1. 専用住宅(一戸建・集合住宅)	2. 店舗兼住宅	3. 店舗・事務所	4. 工場・倉庫
		その他(自由記述)					
8	外	建築物の建て方		1. 戸建	2. 長屋	3. 長屋を除く集合住宅	
	外	長屋の場合		()戸			
9	空	表札・名札・看板		1. あり	2. なし	3. 判読不能	4. 確認できない
10	空	郵便受けの状況		1. 問題なし	2. チラシ等が散乱・破損している	3. ふさがれている	4. 郵便受け自体が無い
				5. 確認できない			
11	空	電気メーターの状況		1. 動いている	2. 動いていない	3. 判読できない	4. なし(撤去)／確認できない
12	空	ガスメーター状況		1. 動いている	2. 動いていない	3. 判読できない	4. なし(撤去)／確認できない
13	空	プロパンガス状況		1. あり		2. なし	
				3. 確認できない			
14	空	赤い貸し看板の有無		1. あり		2. なし	
15	環	樹木の状況		1. 問題なし	2. 手入れされていない	3. 敷地外まで突出している	4. 確認できない
16	環	雑草の状況		1. 問題なし	2. 手入れされていない	3. 敷地外まで突出している	4. 確認できない
17	環	ゴミの投棄・堆積の有無		1. 問題なし	2. 敷地内に散乱・堆積	3. 敷地外まで溢れている	4. 確認できない
18	環	臭い・虫等の発生		1. 問題なし	2. ゴミが一部に存在、または弱い臭気がある	3. ゴミ汚物散乱、強い臭気やネズミやハエ等が発生	4. 確認できない
19	管	塀・柵・門の状況		1. 問題なし	2. 一部に亀裂や穴あきがある	3. 大きな亀裂や穴、傾斜、崩落がある	4. 塀・柵・門自体が無い
		周囲への影響		1. 周囲に影響はない		2. 周囲に影響がある	
20	管	擁壁の状況		1. 問題なし	2. 一部にひび・剥離・鉄筋露出がある	3. ひび・剥離・鉄筋露出・傾き・崩れが激しい	4. 擁壁自体が無い
		周囲への影響		1. 周囲に影響はない		2. 周囲に影響がある	
21	管	建物の傾き		1. 問題なし	2. 一部に傾きあり	3. 全体的に傾きあり	4. 明らかに傾きがあり、倒壊等の恐れあり
				5. 確認できない			
22	管	屋根材の状況		1. 問題なし	2. 屋根ふき材に軽微なズレ・剥離	3. 屋根ふき材に激しい剥離、軒裏の垂下り	4. 屋根自体に波打ちや陥没穴がある
		周囲への影響		1. 周囲に影響はない		2. 周囲に影響がある	
23	管	外壁の状況		1. 問題なし	2. 仕上材に危険性のない程度の細ひび・サビ	3. 仕上材の一部で下地が露出	4. 激しく下地が露出したり、貫通穴がある
		周囲への影響		1. 周囲に影響はない		2. 周囲に影響がある	
24	管	戸・窓の状況		1. 問題なし	2. 開いたままになっている	3. 一部にひび割れや軽微な破損が見られる	4. 全体的に割れが見られる、脱落により進入できる
				5. 確認できない			
25	管	基礎・土台の破損等		1. 問題なし	2. 一部にひび割れが見られる	3. 不同沈下があり、腐朽・破損・変形が目立つ	4. 基礎が無い、腐朽・破損・変形が激しい
				5. 確認できない			
26	管	屋外構造物の状況		1. 問題なし	2. 一部に腐食・破損・脱落がある	3. 激しい腐食・破損・傾斜が全体的にある	4. 確認できない
		周囲への影響		1. 周囲に影響はない		2. 周囲に影響がある	
27	管	屋外設備の状況		1. 問題なし	2. 一部に腐食・破損・脱落がある	3. 激しい腐食・破損・傾斜、落下の危険性あり	4. 確認できない
		周囲への影響		1. 周囲に影響はない		2. 周囲に影響がある	
28	管	その他の破損		1. あり		2. なし	
		内容(自由記述)		3. 確認できない			

<備考欄>

3. 不良度ランク

調査結果から「建物不良度」と「環境等不良度」においてそれぞれランクを A から D の中から確定させた。確定した「建物不良度」のランクと「環境等不良度」のランクを比較し、低いランク（より利用困難なランク）を不良度判定ランクとして採用した。

（1）建物不良度

調査項目別／判定内容別に設定された評点に基づき、調査結果から評点を合計し、その点数から建物不良度のランクを確定させた。調査項目、判定内容と評点は以下の通りとした。

調査項目	判定内容	評点
19.塀・柵・門の状況 調査票No.19	1.問題なし／4.塀・柵・門自体が無し／5.確認できない	0
	2.一部に亀裂や穴あきがある	20
	3.大きな亀裂や穴、傾斜、崩落がある	30
	周囲に影響がある場合	50
20.擁壁の状況 調査票No.20	1.問題なし／4.擁壁自体が無し／5.確認できない	0
	2.一部にひび・剥離・鉄筋露出がある	30
	3.ひび・剥離・鉄筋露出・傾き・膨らみが著しい	50
	周囲に影響がある場合	100
21.建物の傾き 調査票No.21	1.問題なし／5.確認できない	0
	2.一部に傾きあり	30
	3.全体的に傾きあり	50
	4.明らかな傾きがあり、倒壊等のおそれあり	100
22.屋根の状況 調査票No.22	1.問題なし／5.確認できない	0
	2.屋根ふき材に軽微なズレ・剥落	15
	3.屋根ふき材に激しい剥落、軒裏の垂下り	25
	4.屋根自体に波打ちや陥没穴がある	30
	周囲に影響がある場合	50
23.外壁の状況 調査票No.23	1.問題なし／5.確認できない	0
	2.仕上材に危険性は無い程度の細ひび・サビ	10
	3.仕上材の一部で下地が露出	20
	4.激しく下地が露出したり、貫通穴がある	30
	周囲に影響がある場合	50

24.戸・窓の状況 調査票No.24	1.問題なし/5.確認できない	0
	2.開いたままになっている	30
	3.一部にひび割れや軽微な破損が見られる	10
	4.全体的に割れが見られる、脱落により進入できる	30
25.基礎の状況 調査票No.25	1.問題なし/5.確認できない	0
	2.一部にひび割れが見られる	10
	3.不同沈下があり、腐朽・破損・変形が目立つ	30
	4.基礎が無い、腐朽・破損・変形が激しい	50
26.屋外構造物の状況 調査票No.28	1.問題なし/4.確認できない	0
	2.一部に腐食・破損・傾斜がある	5
	3.著しい腐食・破損・傾斜が全体的にある	10
	周囲に影響がある場合	20
27.屋外設備の状況 調査票No.27	1.問題なし/4.確認できない	0
	2.一部に腐食・破損・脱落がある	5
	3.著しい腐食・破損・傾斜、落下の危険性あり	10
	周囲に影響がある場合	20
28.その他の破損 調査票No.28	内容により任意の得点を付与	加点数なし
		合計評点

合計評点	⇒	建物不良度 判定ランク	判定内容
0点	⇒	A	管理に特段問題はなく、現況で利用可能
1～49点	⇒	B	管理は行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
50～99点	⇒	C	倒壊の可能性はないが、現況での利用は支障あり
100点以上	⇒	D	倒壊の可能性があるので、現況での利用は困難

(2) 環境等不良度

調査項目別／判定内容別に設定された評点に基づき、調査結果から評点を合計し、その点数から環境等不良度のランクを確定させた。調査項目、判定内容と評点は以下の通りとした。

調査項目	判定内容	評点
15.樹木の状況 調査票No.15	1.問題なし／4.確認できない	0
	2.手入れされていない	10
	3.敷地外まで突出している	15
16.雑草の状況 調査票No.16	1.問題なし／4.確認できない	0
	2.手入れされていない	10
	3.敷地外まで突出している	15
17.ゴミの投棄、堆積 調査票No.17	1.問題なし／4.確認できない	0
	2.敷地内に散乱・堆積	10
	3.敷地外まで溢れている	15
18.臭い・虫等の発生 調査票No.18	1.問題なし／4.確認できない	0
	2.ゴミが一部に存在、または弱い臭気がある	10
	3.ゴミ・汚物散乱、強い臭気やネズミ・ハエ等が発生	20
		合計評点

合計評点	環境等不良度 判定ランク	判定内容
0点	⇒ A	管理に特段問題はなく、現況で利用可能
1～10点	⇒ B	管理は若干行き届いていないが、簡易な対策で利用可能
11～30点	⇒ C	倒壊の可能性はないが、現況での利用は支障あり
31点以上	⇒ D	管理は行き届いておらず、現況での利用は困難

(3) 不良度判定

「建物不良度」のランクと「環境等不良度」のランクを比較し、低いランク（建物の利用がより困難なランク）を不良度判定ランクとして採用した。

第三章 調査結果

1. 調査結果

(1) 調査結果件数

ア 空家等

調査物件 904 件の内、空家等として判断した「使用実態がない可能性が高い」物件は 471 件となった。

調査対象物件	904	
調査可	901	
調査対象物件あり	843	
使用実態がない可能性が高い	471	← 空家等として判断
使用実態あり	372	
調査対象物件なし（空き地等）	58	
調査不可／対象外※1	3	

※1 内訳：対象外として町所有の建物 2 件、調査不可として立ち入り禁止の建物 1 件。

イ JR 熊取駅周辺の近隣商業地域の空き店舗・空き倉庫・駐車場

調査物件は 97 件となり、空き店舗は 47 件、駐車場が 50 件、空き倉庫は 0 件となった。

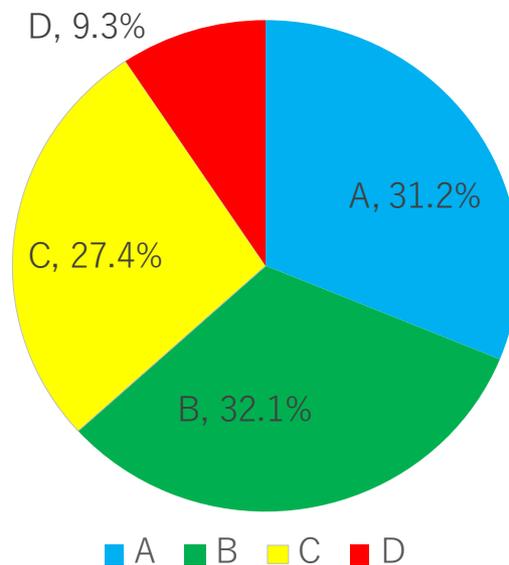
種 別	件数
駐車場	50
空き店舗	47
空き倉庫	0
合計	97

(2) 不良度判定ランク別結果

空家等として判断した 471 件において、不良度判定ランク別の件数と割合は以下の通りとなった。D ランクの件数は 44 件 (9.3%) となった。

		←—————→			
		利用可能			利用困難
	合計	A	B	C	D
件数	471	147	151	129	44
割合	100.0%	31.2%	32.1%	27.4%	9.3%

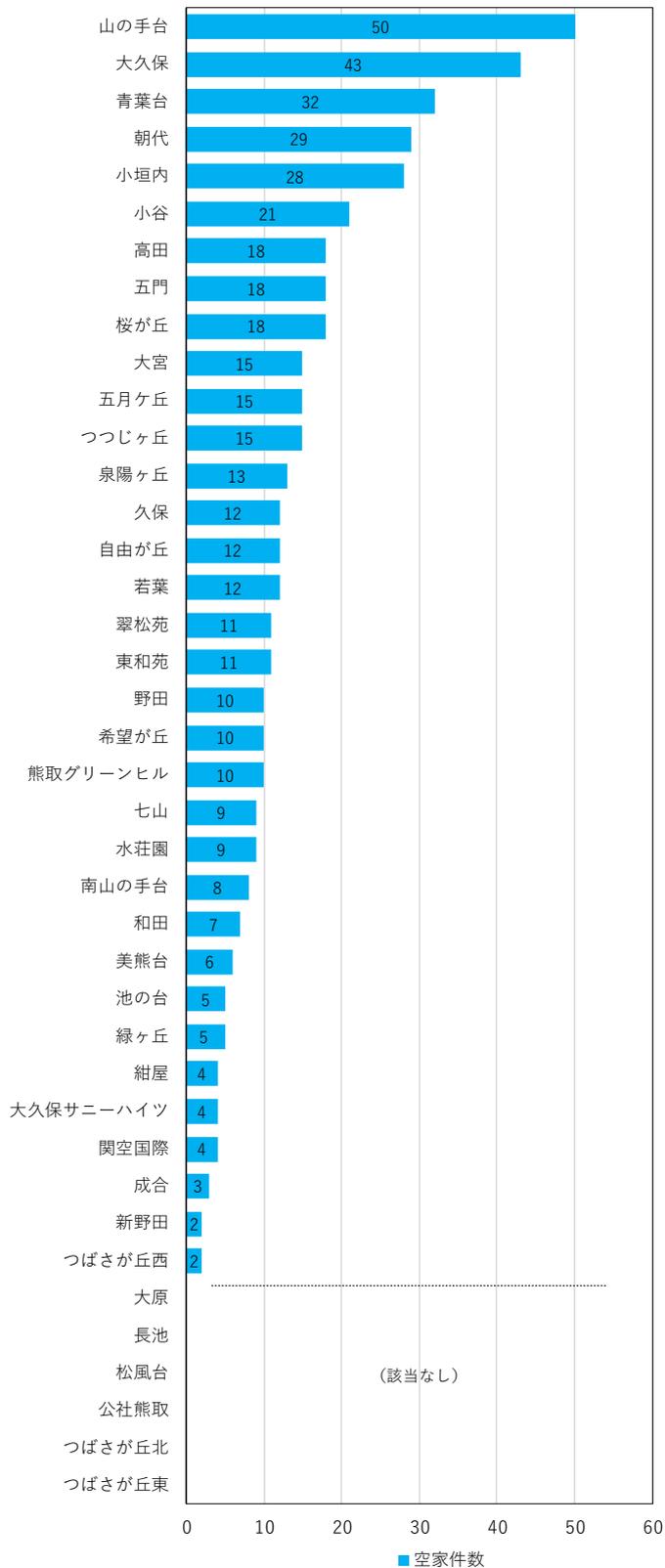
不良度判定ランク別割合



不良度判定ランクの A、B、C、D の詳細 (判定内容) は「3.不良度ランク」(7～9P) を参照願います。

(3) 自治会別空家等調査結果件数

・各自治会別の空家等件数をグラフにて示す。



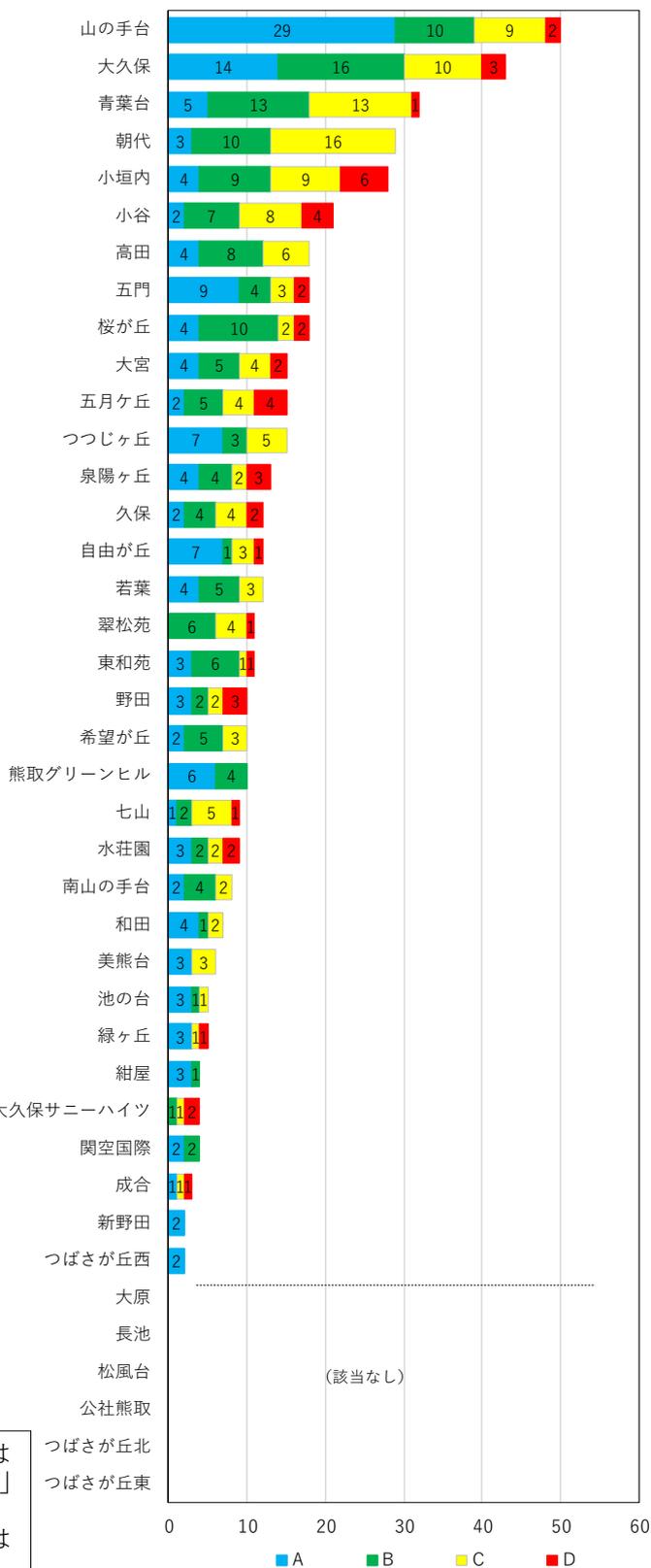
空家等の件数が最も多かった自治会は「山の手台」(50件)となった。次いで、「大久保」(43件)、「青葉台」(32件)と続いた。

(4) 不良度結果

(建物不良度と環境等不良度を比較し利用がより困難なランクを採用したランク)

・不良度判定ランクについて、各自治会別に A から D のランク別件数をグラフにて示す。

番号	自治会名	空家等 合計	A	B	C	D
1	山の手台	50	29	10	9	2
2	大久保	43	14	16	10	3
3	青葉台	32	5	13	13	1
4	朝代	29	3	10	16	0
5	小垣内	28	4	9	9	6
6	小谷	21	2	7	8	4
7	高田	18	4	8	6	0
8	五門	18	9	4	3	2
9	桜が丘	18	4	10	2	2
10	大宮	15	4	5	4	2
11	五月ヶ丘	15	2	5	4	4
12	つつじヶ丘	15	7	3	5	0
13	泉陽ヶ丘	13	4	4	2	3
14	久保	12	2	4	4	2
15	自由が丘	12	7	1	3	1
16	若葉	12	4	5	3	0
17	翠松苑	11	0	6	4	1
18	東和苑	11	3	6	1	1
19	野田	10	3	2	2	3
20	希望が丘	10	2	5	3	0
21	熊取グリーンヒル	10	6	4	0	0
22	七山	9	1	2	5	1
23	水荘園	9	3	2	2	2
24	南山の手台	8	2	4	2	0
25	和田	7	4	1	2	0
26	美熊台	6	3	0	3	0
27	池の台	5	3	1	1	0
28	緑ヶ丘	5	3	0	1	1
29	紺屋	4	3	1	0	0
30	大久保サニーハイツ	4	0	1	1	2
31	関空国際	4	2	2	0	0
32	成合	3	1	0	1	1
33	新野田	2	2	0	0	0
34	つばさが丘西	2	2	0	0	0
35	大原	0	0	0	0	0
36	長池	0	0	0	0	0
37	松風台	0	0	0	0	0
38	公社熊取	0	0	0	0	0
39	つばさが丘北	0	0	0	0	0
40	つばさが丘東	0	0	0	0	0
	合計	471	147	151	129	44

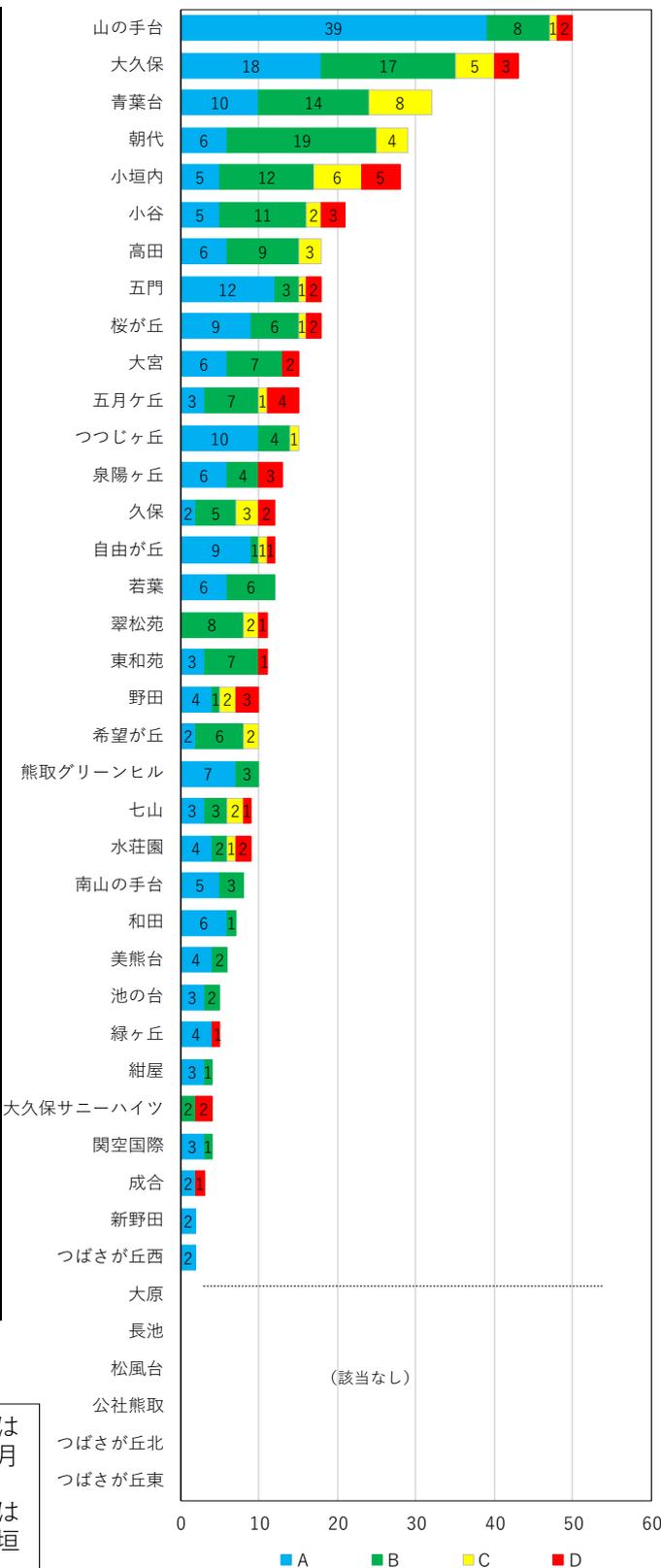


D ランクの建物が最も多かった自治会は「小垣内」(6件)となった。次いで「小谷」「五月ヶ丘」(共に4件)と続いた。
C ランクの建物が最も多かった自治会は「朝代」(16件)となった。

(5) 建物不良度結果

・建物不良度判定ランクについて、各自治会別に A から D のランク別件数をグラフにて示す。

番号	自治会名	空家等 合計	A	B	C	D
1	山の手台	50	39	8	1	2
2	大久保	43	18	17	5	3
3	青葉台	32	10	14	8	0
4	朝代	29	6	19	4	0
5	小垣内	28	5	12	6	5
6	小谷	21	5	11	2	3
7	高田	18	6	9	3	0
8	五門	18	12	3	1	2
9	桜が丘	18	9	6	1	2
10	大宮	15	6	7	0	2
11	五月ヶ丘	15	3	7	1	4
12	つつじヶ丘	15	10	4	1	0
13	泉陽ヶ丘	13	6	4	0	3
14	久保	12	2	5	3	2
15	自由が丘	12	9	1	1	1
16	若葉	12	6	6	0	0
17	翠松苑	11	0	8	2	1
18	東和苑	11	3	7	0	1
19	野田	10	4	1	2	3
20	希望が丘	10	2	6	2	0
21	熊取グリーンヒル	10	7	3	0	0
22	七山	9	3	3	2	1
23	水荘園	9	4	2	1	2
24	南山の手台	8	5	3	0	0
25	和田	7	6	1	0	0
26	美熊台	6	4	2	0	0
27	池の台	5	3	2	0	0
28	緑ヶ丘	5	4	0	0	1
29	紺屋	4	3	1	0	0
30	大久保サニーハイツ	4	0	2	0	2
31	関空国際	4	3	1	0	0
32	成合	3	2	0	0	1
33	新野田	2	2	0	0	0
34	つばさが丘西	2	2	0	0	0
35	大原	0	0	0	0	0
36	長池	0	0	0	0	0
37	松風台	0	0	0	0	0
38	公社熊取	0	0	0	0	0
39	つばさが丘北	0	0	0	0	0
40	つばさが丘東	0	0	0	0	0
	合計	471	209	175	46	41

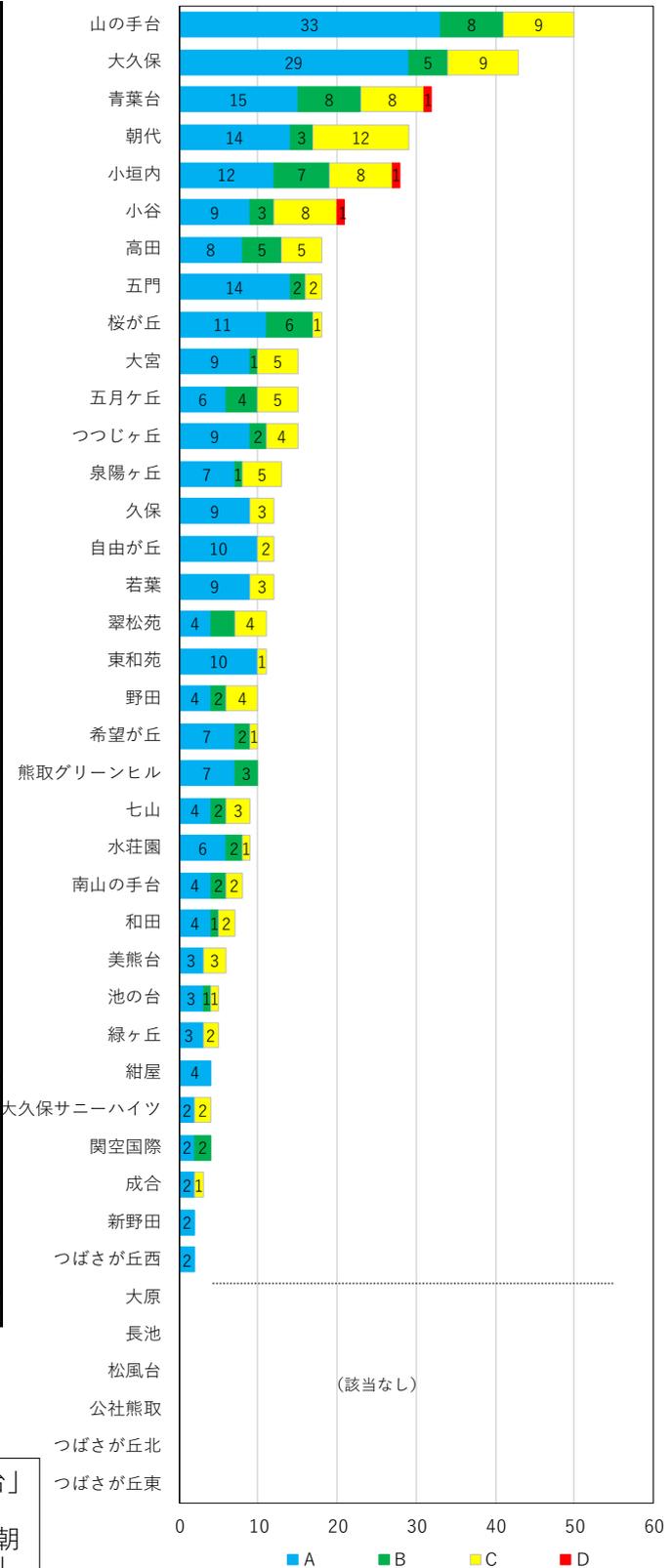


D ランクの建物が最も多かった自治会は「小垣内」(5件)となった。次いで「五月ヶ丘」(4件)と続いた。
C ランクの建物が最も多かった自治会は「青葉台」(8件)となった。次いで「小垣内」(6件)と続いた。

(6) 環境等不良度結果

・環境等不良度判定ランクについて、各自治会別に A から D のランク別件数をグラフにて示す。

番号	自治会名	空家等 合計	A	B	C	D
1	山の手台	50	33	8	9	0
2	大久保	43	29	5	9	0
3	青葉台	32	15	8	8	1
4	朝代	29	14	3	12	0
5	小垣内	28	12	7	8	1
6	小谷	21	9	3	8	1
7	高田	18	8	5	5	0
8	五門	18	14	2	2	0
9	桜が丘	18	11	6	1	0
10	大宮	15	9	1	5	0
11	五月ヶ丘	15	6	4	5	0
12	つつじヶ丘	15	9	2	4	0
13	泉陽ヶ丘	13	7	1	5	0
14	久保	12	9	0	3	0
15	自由が丘	12	10	0	2	0
16	若葉	12	9	0	3	0
17	翠松苑	11	4	3	4	0
18	東和苑	11	10	0	1	0
19	野田	10	4	2	4	0
20	希望が丘	10	7	2	1	0
21	熊取グリーンヒル	10	7	3	0	0
22	七山	9	4	2	3	0
23	水荘園	9	6	2	1	0
24	南山の手台	8	4	2	2	0
25	和田	7	4	1	2	0
26	美熊台	6	3	0	3	0
27	池の台	5	3	1	1	0
28	緑ヶ丘	5	3	0	2	0
29	紺屋	4	4	0	0	0
30	大久保サニーハイツ	4	2	0	2	0
31	関空国際	4	2	2	0	0
32	成合	3	2	0	1	0
33	新野田	2	2	0	0	0
34	つばさが丘西	2	2	0	0	0
35	大原	0	0	0	0	0
36	長池	0	0	0	0	0
37	松風台	0	0	0	0	0
38	公社熊取	0	0	0	0	0
39	つばさが丘北	0	0	0	0	0
40	つばさが丘東	0	0	0	0	0
	合計	471	277	75	116	3



D ランクの建物があった自治会は「青葉台」「小垣内」「小谷」(共に 1 件)となった。C ランクの建物が最も多かった自治会は「朝代」(12 件)となった。次いで「山の手台」、「大久保」(共に 9 件)と続いた。

(7) 建物不良度判定ランクが D ランクの空家等および環境等不良度判定ランクが D ランクの空家等

① 建物不良度判定ランクにおいて D ランク（100 点以上）の判定がついた建物について、全体で 41 件あり、自治会別に評点の分布状況を下記表にて示す。

	自治会	件数	評 点										
			100	150	151	200	201	250	250	300	300	350	350~
1	小谷	3	●	●	●								
2	七山	1	●										
3	小垣内	5		●	●	●		●					
4	高田	-											
5	久保	2	●										●
6	大宮	2		●		●							
7	和田	-											
8	成合	1			●								
9	朝代	-											
10	野田	3		●			●	●					
11	大原	-											
12	紺屋	-											
13	五門	2	●				●						
14	大久保	3	●	●	●								
15	桜が丘	2				●							
16	泉陽ヶ丘	3		●	●	●							
17	翠松苑	1	●										
18	水荘園	2	●	●									
19	五月ヶ丘	4	●	●	●		●						●
20	東和苑	1	●										
21	つつじヶ丘	-											
22	青葉台	-											
23	長池	-											
24	大久保サニーハイツ	2	●				●						
25	新野田	-											
26	美熊台	-											
27	山の手台	2	●		●								
28	希望が丘	-											
29	自由が丘	1					●						
30	若葉	-											
31	南山の手台	-											
32	池の台	-											
33	熊取グリーンヒル	-											
34	松風台	-											
35	公社熊取	-											
36	緑ヶ丘	1						●					
37	つばさが丘北	-											
38	つばさが丘東	-											
39	つばさが丘西	-											
40	関空国際	-											
合計		41	22		10		7		0		0		2

■・・・Dランクの建物がある自治会
●・・・Dランクの建物1件

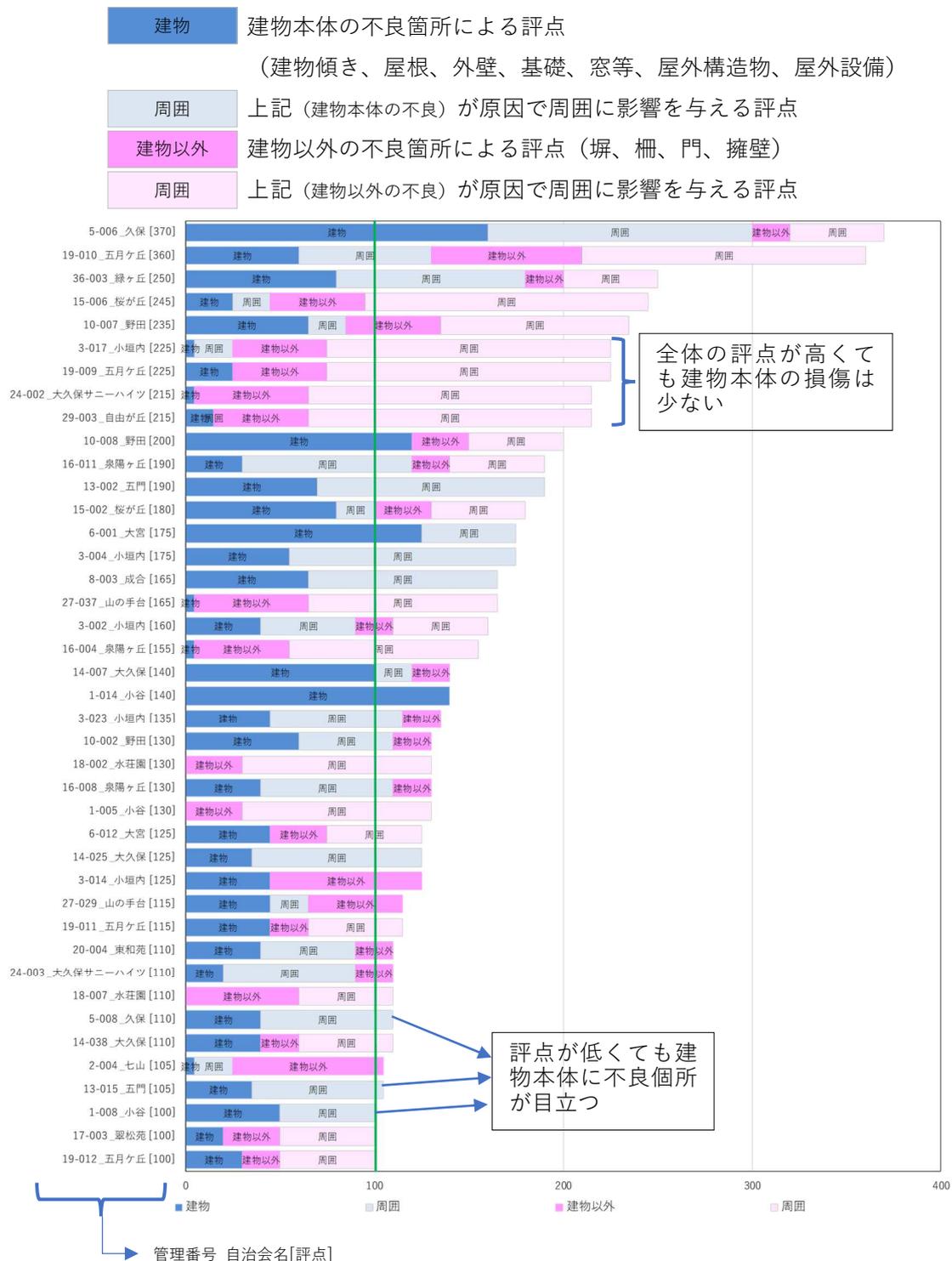
全体としては、100～150 点の評点がついた建物が 22 件と約半数を占めた。
201 点以上の評点がついた建物は 9 件となった。
また、350 点を超える建物も 2 件（久保、五月ヶ丘 各 1 件）となった。

② 環境等不良度判定ランクにおいて D ランク（31 点以上）の判定がついた建物について、全体で 3 件あり自治会別に評点の状況を下記表にて示す。

	自治会	件数	評 点	
			31	50
1	小谷	1	●	
3	小垣内	1	●	
22	青葉台	1		●

■・・・Dランクの建物がある自治会
●・・・Dランクの建物1件

- ・建物不良度判定ランクにおいてDランクと判定された建物41件について、評点の内訳を確認した。内訳を以下の4種類に分け、グラフにて示した。

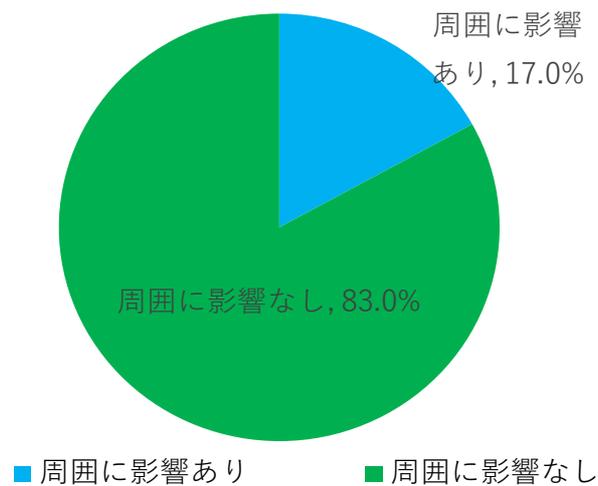


評点が高くても建物本体には損傷が少ないものがある一方、評点が低くても建物本体に不良箇所が目立つものがある。不良度を改善するために、各建物に応じた対策が必要と考えられる。

(8) 周囲に影響のある建物

空家等と判定された建物 471 件において、周囲に影響がある建物の件数・割合は以下の通りとなった。

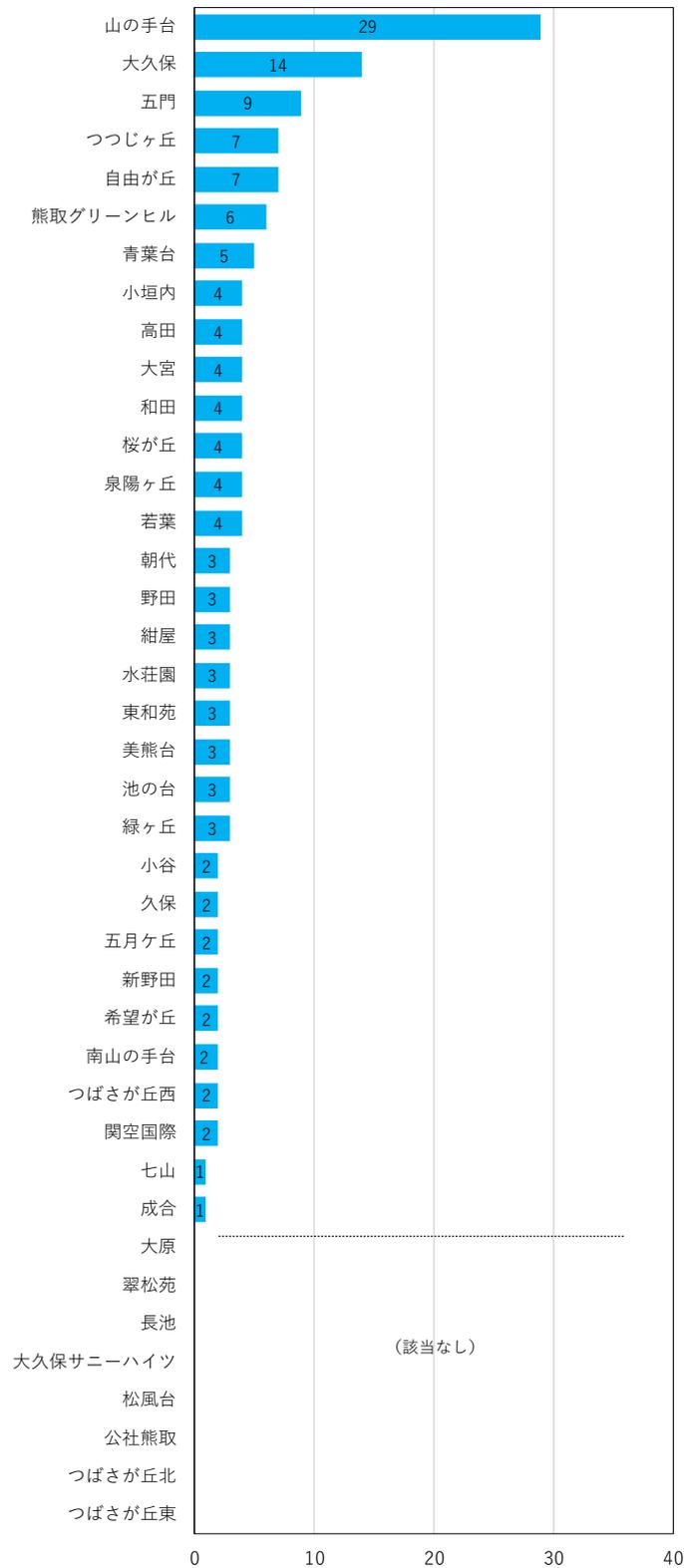
	合計	周囲に影響あり	周囲に影響なし
件数	471	80	391
割合	100.0%	17.0%	83.0%



「周囲に影響あり」とした建物は 80 件 (17.0%)、「周囲に影響なし」は 391 件 (83.0%) となった。

(9) 不良度判定ランクが A ランクとなった建物

不良度判定ランクを A ランクとした建物は「管理に特段問題はなく、現況で利用可能」として
いる。このような建物件数を自治会別に確認し、以下通りとなった。



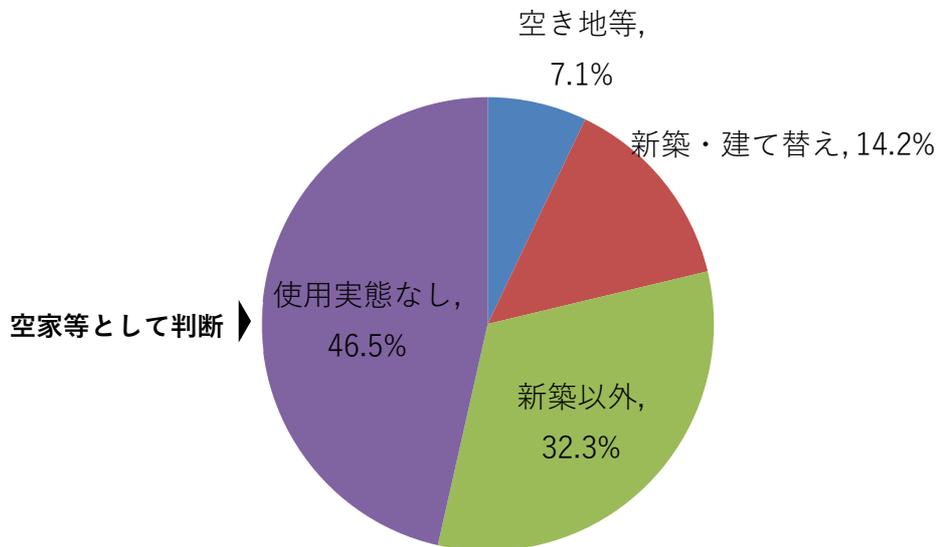
最も多かった自治会は「山の手台」(29件)となった。次いで、「大久保」(14件)、「五門」(9件)と続いた。

(10) 平成 30 年度調査時からの経年変化（町全体）

平成 30 年度調査結果で空家等と特定された建物のうち所在地等が確認出来た対象件数 409 件を本業務においても調査し経年変化を確認した。結果は以下の通りとなった。

平成30度 空家等件数	令和4年度調査結果			
	空き地等	使用実態あり		使用実態なし
		新築・建て替え	新築以外	
	409	29	58	132
100.0%	7.1%	14.2%	32.3%	46.5%

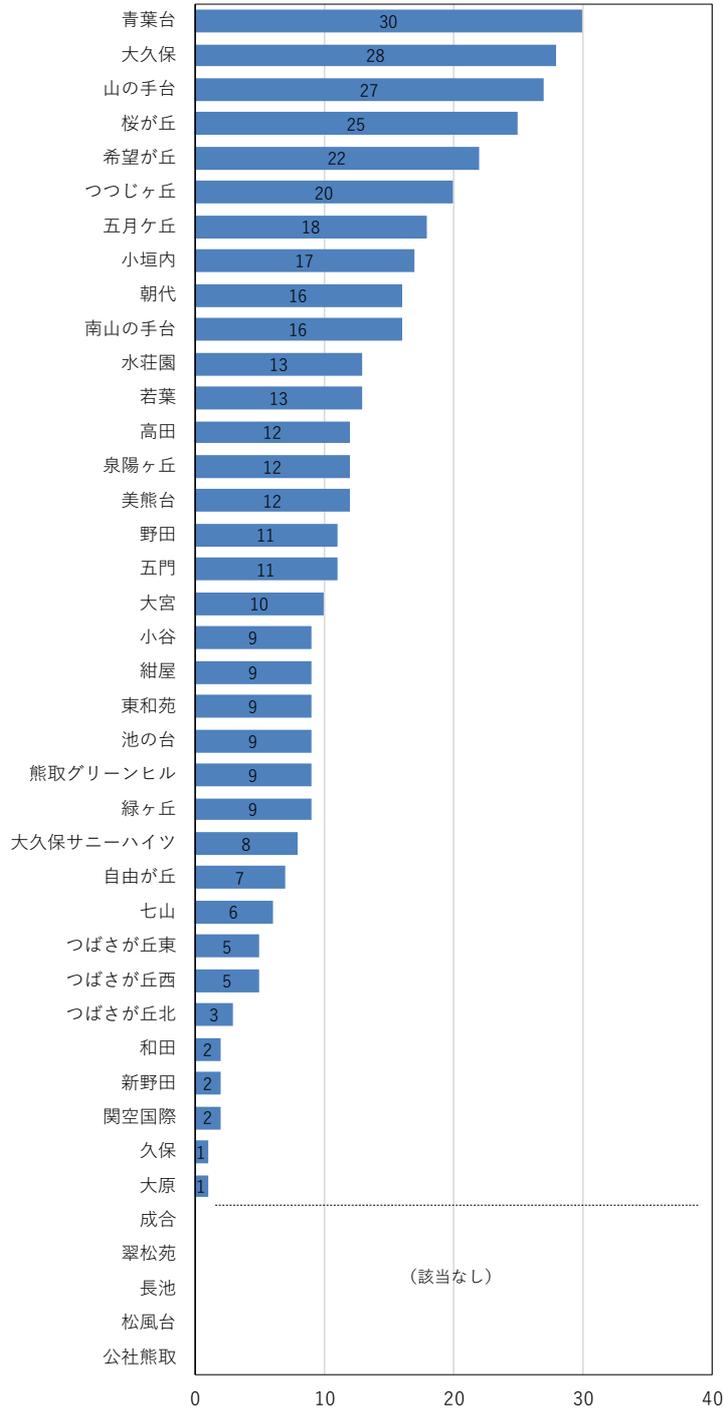
▲
空家等として判断
(継続空家)



平成 30 年度調査結果の精査から空家等と判断された建物 409 件の内、87 件 (21.3%) が除却されたことで空家の状態が解消された。87 件の内訳は、空き地等が 29 件、新築・建替えが 58 件となった。また、建物は平成 30 年度と変わらないが使用実態が確認できた件数は 132 件 (32.3%) となり、残り 190 件 (46.5%) が本調査業務によっても空家等と判断された建物となった。

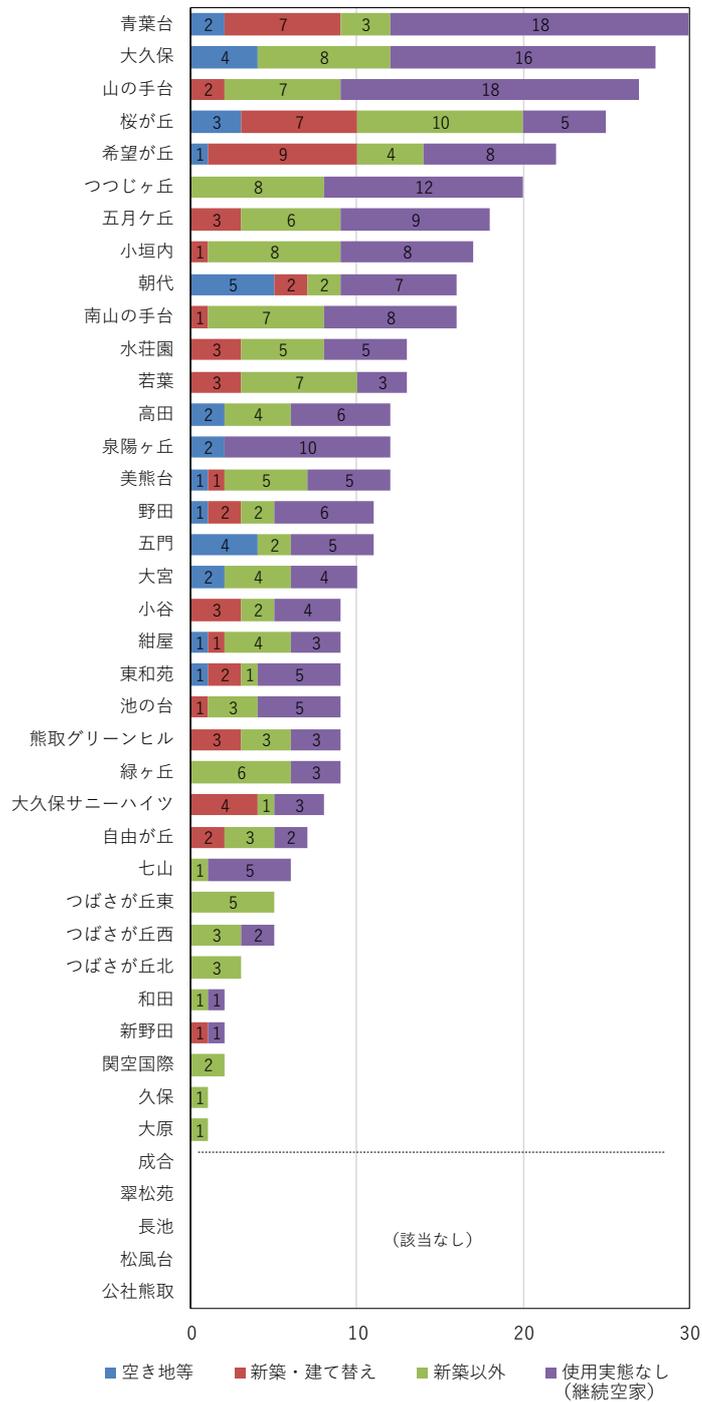
(11) 平成 30 年度調査時からの経年変化（自治会別）

・平成 30 年度調査時にて空家等と判断された件数を自治会別にて示す。



・平成 30 年度調査時からの経年変化を自治会別に集計した。集計結果は以下の通りとなった。

番号	自治会名	平成30度 空き家件数	令和4年度調査結果			
			空き地等	使用実態あり		使用実態なし (継続空家)
				新築・建て替え	新築以外	
1	青葉台	30	2	7	3	18
2	大久保	28	4	0	8	16
3	山の手台	27	0	2	7	18
4	桜が丘	25	3	7	10	5
5	希望が丘	22	1	9	4	8
6	つつじヶ丘	20	0	0	8	12
7	五月ヶ丘	18	0	3	6	9
8	小垣内	17	0	1	8	8
9	朝代	16	5	2	2	7
10	南山の手台	16	0	1	7	8
11	水荘園	13	0	3	5	5
12	若葉	13	0	3	7	3
13	高田	12	2	0	4	6
14	泉陽ヶ丘	12	2	0	0	10
15	美熊台	12	1	1	5	5
16	野田	11	1	2	2	6
17	五門	11	4	0	2	5
18	大宮	10	2	0	4	4
19	小谷	9	0	3	2	4
20	紺屋	9	1	1	4	3
21	東和苑	9	1	2	1	5
22	池の台	9	0	1	3	5
23	熊取グリーンヒル	9	0	3	3	3
24	緑ヶ丘	9	0	0	6	3
25	大久保サニーハイツ	8	0	4	1	3
26	自由が丘	7	0	2	3	2
27	七山	6	0	0	1	5
28	つばさが丘東	5	0	0	5	0
29	つばさが丘西	5	0	0	3	2
30	つばさが丘北	3	0	0	3	0
31	和田	2	0	0	1	1
32	新野田	2	0	1	0	1
33	関空国際	2	0	0	2	0
34	久保	1	0	0	1	0
35	大原	1	0	0	1	0
36	成合	0	0	0	0	0
37	翠松苑	0	0	0	0	0
38	長池	0	0	0	0	0
39	松風台	0	0	0	0	0
40	公社熊取	0	0	0	0	0
	合計	409	29	58	132	190

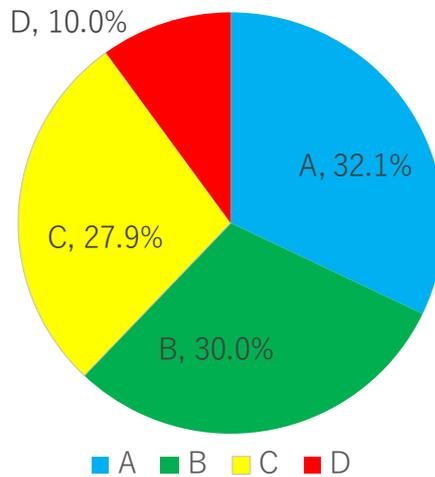


新築・建て替えの件数が最も多かった自治会は「希望が丘」(9件)、次いで「青葉台」、「桜が丘」(共に7件)と続いた。
 空家等と判断した「使用実態なし」(継続空家)の件数が最も多かった自治会は「青葉台」、「山の手台」(共に18件)、次いで「大久保」(16件)と続いた。

(12) 平成 30 年度から継続空家の不良度判定ランク（町全体）

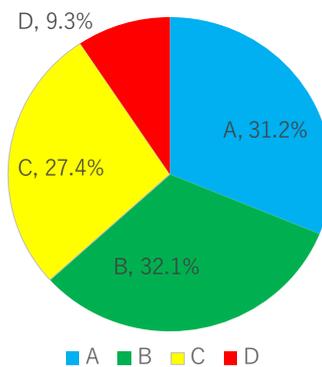
平成 30 年度から本調査時点にかけて継続して空家等とした継続空家 190 件について、不良度判定ランクを確認した。

		利用可能 ←————→ 利用困難			
	合計	A	B	C	D
件数	190	61	57	53	19
割合	100.0%	32.1%	30.0%	27.9%	10.0%



参考：令和 4 年度調査結果より

「第三章 調査結果」>「1. 調査結果」>「(2) 不良度判定ランク別結果」



最も割合の高かったランクは A ランクで 32.1% となった。また、B、C ランクも 30% 近い割合を示した。
令和 4 年度調査結果における空家等の不良度判定ランクを算出したが、その割合と同じ傾向を示し、継続空家の不良度判定ランクとしての特徴を確認することができなかった。

熊取町空家所有者アンケートへのご協力のお願い

平素から適正な空家管理等に協力いただき誠にありがとうございます。熊取町では将来の空家の抑制と転入・定住促進による地域の活性化を目指して、令和2年6月に「熊取町まち育てプラン（熊取町空家等対策計画）」を策定しています。今年度に計画策定後3年を経過し、計画内容の見直しを検討するため、昨年度、町内の空家の状況を調査しました。このアンケートは、現地調査により空家と思われる住宅の所有者もしくは管理者と思われる方に送付させていただいております。（アンケートの送付先等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき調査したものです。）

熊取町にある空家の適正管理や、空家施策を実現性の高いものとするため、みなさんが気になることや、ご要望など、率直なご意見をお伺いしたいと考えています。お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、いただきました回答につきましては、法令を遵守し、厳重に取扱いいたします。

ご協力いただける場合は、誠に恐縮ながら令和 年 月 日までに同封の返信用封筒でご返送いただきますよう併せてお願い申し上げます。

本アンケートにおける「空家」とは以下のものをいいます。

空 家	二次的 住 宅	別 荘	週末や休暇に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
	賃 貸 用 の 住 宅	新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅	
	売 却 用 の 住 宅	新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅	
	そ の 他 住 宅	上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など	

空家所有者アンケート実施機関

590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号
熊取町 まちづくり計画課 電話 072-452-6401 担当：下中
Eメール：machidukuri-keikaku@town.kumatori.lg.jp

熊取町空家所有者アンケート調査（素案）

空家と思われる住宅の場所（アンケートの対象住宅）

泉南郡 熊取町 ○○○○-○○-○○

このアンケートでは、令和4年度の現地調査時点で日常的に人が居住されていないと思われる住宅を空家としてます。設問に対して該当する番号に○や回答を記入していただき、アンケートの返送をお願いします。

問1 アンケート回答時点の住宅の状態をお答えください（○は1つ）

1. その住宅には人が住んでおらず 2. 3. 4. 5. 以外の状態である。

問3以降をお答えください。

- 2. その住宅には日常的に人が住んでいる（空家ではない）
- 3. その住宅はすでに売却・譲渡または、取り壊した。
- 4. 別荘や、普段の住んでいる住宅とは別にたまに寝泊まりなどをする人がいる。

問2をお答えください。

5. その住宅に心当たりがない。

この設問でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

問2 本アンケートの回答者と住宅の関係をお答えください。

- 1. 住宅の所有者本人
- 2. 住宅の所有者の家族・親族・親類
- 3. その他（ ）

この設問でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

問3 あなたはこの住宅とどのような関係ですか？（○は1つ）

- 1. 所有者本人（単独） 2. 所有者本人（共有）
- ※1. 2. に回答された方 ⇒ 問4以降にお答えください。

- 3. 家族又は親族等の所有 4. 相続手続き中で未確定
- 5. その他（ ）
- ※3. 4. 5. に回答された方 ⇒ 問5以降にお答えください。

問4 あなたはこの住宅をどのようにして取得しましたか？（〇は1つ）

1. 新築した・新築を購入した
2. 中古を購入した
3. 相続した
4. 無償で譲渡された
5. わからない

問5 住宅が建築された時期はいつ頃ですか？（〇は1つ）

1. 昭和25年度以前
2. 昭和26年～昭和35年
3. 昭和36年～昭和45年
4. 昭和46年～昭和55年
5. 昭和56年～平成2年
6. 平成3年～平成12年
7. 平成13年～平成22年
8. 平成23年以降
9. わからない。

問6 住宅の延べ床面積はおおよそ何㎡（または何坪）ですか？（〇は1つ）

※「延べ床面積」には、居住室のほか、玄関、トイレ、押入なども含めてください。

1. _____㎡ または _____坪
2. わからない

問7 あなたはどこに住んでいますか？（〇は1つ）

1. 熊取町内
2. 大阪府内（熊取町外）
3. 大阪府外

問8 あなたが住んでいるところから、この住宅まで片道どれくらい時間がかかりますか？（〇は1つ）

1. 30分以内
2. 1時間以内
3. 2時間以内
4. 2時間以上

問9 あなたの令和5年1月1日時点の満年齢はおいくつですか？（〇は1つ）

1. 29歳以下
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～64歳
6. 65～74歳
7. 75歳以上

問10 回答日時点で、住宅に人が住まなくなってからどのくらい経ちますか？（〇は1つ）

1. _____年と _____ヶ月（1年を超える場合は、年だけでも結構です。）
2. わからない

問11 現在、この住宅を適正管理するうえでの心配ごとは何ですか？また、今後の適正管理にあたり、どのようなことが心配ですか？（〇はいくつでも可）

1. 住宅の腐朽・破損の進行
2. 地震・台風などによる損壊・倒壊
3. 不審者の侵入や放火
4. ゴミの不法投棄
5. 樹木・雑草の繁茂
6. 害虫の発生や野良猫などの集中
7. 地域の景観への悪影響
8. 税の金銭的負担
9. 修繕費用等の金銭的負担
10. 心配事はない
11. 住宅を見守る労力
12. その他（下の括弧にご記入ください）

[]

問 12 あなたは今後5年間程度のうちに、この住宅をどのように利活用するしたいですか？（最も近いもの1つに○）

- | | | |
|----------------------------|----------------------|------------------|
| 1. あなたやあなたの家族・親族・親類の居住にしたい | 2. 1の人以外の居住にしたい | |
| 3. 賃貸したい | 4. 売却したい | 5. 空家のまま所有しておきたい |
| 6. 取り壊したい | 7. その他（下の括弧にご記入ください） | |

{ }

問 13 問 12 で選んでいただいた利活用にあたって課題があれば、お答えください（○はいくつでも可）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 課題はない（特に困っていない） | 2. 勤務先や学校が遠い |
| 3. 交通の便が悪い | 4. 現在住んでいる住居の方が住み心地が良い |
| 5. 現在住んでいる住宅の方が利便性が高い | 6. 親族の合意が得られない |
| 7. 物置として必要だ | 8. 仏壇など捨てられないものがある |
| 9. 将来、自分や親族が使うかもしれない | 10. 資産として保有しておきたい |
| 11. 労力や手間をかけたくない | 12. 古い、狭いなど住宅の質が低い |
| 13. 道路や交通の便が悪い | 14. リフォーム費用をかけたくない |
| 15. 満足できる家賃が取れそうにない | 16. 満足できる価格で売れそうにない |
| 17. 戸建てを借りる人が少ない | 18. 中古戸建てを買う人が少ない |
| 19. 好きなときに利用や処分ができなくなる | 20. 他人に貸すことに不安がある |
| 21. 解体費用をかけたくない | 22. 取り壊すと固定資産税が高くなる |
| 23. さらに地にしても使い道がない | 24. その他（下の括弧にご記入ください） |

{ }

問 14 熊取町に希望する空家対策はありますか？また、希望する空家対策とはどのようなものですか？（○はいくつでも可）

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 建物の解体費用への補助 | 2. 建物解体後の固定資産税の減免制度 |
| 3. セミナーや情報提供の充実 | 4. 建物のリフォームへの補助 |
| 5. 相談窓口などサポートの充実 | 6. 家財道具処分の補助 |
| 7. 空家購入費者への補助 | 8. 不動産仲介手数料及び登記費用の補助 |
| 9. 空家の賃貸に関する補助 | 10. 跡地の活用 |
| 11. 空家の見守り | 12. 空家敷地内の草木の軽度な剪定 |
| 13. 希望する空家対策はない | 14. その他（下の括弧にご記入ください） |

{ }

ご協力ありがとうございました。

熊取町では、空家の所有者のみなさんに利活用等に関する情報提供をさせていただきたいと考えています。今後、空家に対する新しい施策ができた際のご案内等をさしあげますのでよろしければ連絡先をご記入ください。

（お名前）

（ご住所）

（電話番号等）

その他①

熊取町空家等対策審議会名簿

分野	氏名	所属等	備考
建築等	岡山 敏哉	大阪工業大学教授	
建築	田中 晃代	近畿大学教授	
建築	北條 豊和	公益社団法人大阪府建築士会	
法務	丹羽 有紀	大阪弁護士会	
不動産	中西 康夫	大阪府宅地建物取引業協会泉州支部	
不動産	宮本 逸樹	公益社団法人全日本不動産協会 大阪府本部大阪南支部	令和4年12月1日から

任期: 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで(2年間)

○空家等の適正な管理に関する条例

令和元年9月30日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等の増加が防災、衛生、景観等の地域における町民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことに鑑み、空家等の発生の予防、活用及び適切な管理並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産の保護及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民等 町内に居住する者並びに本町の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）をいう。

(2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等で規則で定める状態（以下「管理不全状態」という。）にあると認められるものをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(空家等の所有者等の適正管理義務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する空家等が管理不全状態にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

(空家等及び特定空家等に対する助言又は指導)

第4条 町長は、空家等が管理不全状態となることを予防するため必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、その予防のために必要な助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(立入調査に係る事前通知の特例)

第5条 法第9条第3項ただし書に規定する場合のほか、特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急に立ち入る必要があると認めるときは、町長は、同項本文の規定による通知をしないことができる。

(空家等対策審議会の設置)

第6条 空家等に関する事項を審議するため、熊取町空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第7条 町長は、法第14条第2項の規定により勧告しようとする場合においては、あらかじめ、その勧告しようとする所有者等に対し、その勧告しようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その勧告しようとする所有者等又はその代理人に意見書を提出する機会を与えるものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて口頭による意見の聴取を行うことを請求することができる。

3 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、法第14条第2項の規定により勧告しようとする所有者等又はその代理人の出頭を求めて、口頭による意見の聴取を行うものとする。

(勧告に関する審議会への諮問)

第8条 町長は、法第14条第2項の規定により勧告しようとするときは、前条の規定による手続きを経てから審議会に諮問するものとする。

(公表及び標識の設置)

第9条 町長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、第3条に規定する義務に違反して、当該勧告に係る措置をとらない場合は、規則で定めるところにより、その事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空家等に設置することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による公表及び標識の設置について準用する。

3 第1項の規定による公表及び標識の設置は、法第14条第3項の規定による命令を行う前に行うものとする。

(命令の基準)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、法第14条第3項の規定に基づく命令を行うものとする。

(1) 特定空家等が倒壊し、又は特定空家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれが高いと認められること。

(2) 特定空家等に草木が著しく繁茂し、又は動物が繁殖することにより、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれが高いと認められること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等が人の生命、身体又は財産に対して被害を与えるおそれが高いと認められること。

(応急措置)

第11条 町長は、特定空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(軽微な措置)

第12条 前条の規定は、町長が特定空家等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他の規則で定める軽微な措置を採ることにより地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときについて準用する。

(身分を示す証明書の携行)

第13条 前2条の規定により措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求あったときは、これを提示しなければならない。

(関係機関への要請)

第14条 町長は、町の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携し、必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。
次のよう（省略）

その他③

○空家等の適正な管理に関する規則

令和元年9月30日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等の適正な管理に関する条例（令和元年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(管理不全状態)

第3条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める状態は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる状態のいずれかに該当するものとする。

(立入調査等)

第4条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。

(熊取町空家等対策審議会)

第5条 条例第6条第1項に規定する熊取町空家等対策審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第14条第2項に規定する勧告についての調査審議に関する事項
- (2) 条例第9条第1項に規定する公表及び標識の設置についての調査審議に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等の適正な管理に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第6条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、前条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、空家等対策主管課において処理する。

(特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第11条 条例第7条第1項に規定する通知書は、意見陳述機会付与通知書(様式第2号)によるものとする。

- 2 条例第7条第1項に規定する意見書は、意見陳述書(様式第3号)によるものとする。

(公表及び標識の設置)

第12条 条例第9条第1項の規定による公表は、公告式条例(昭和25年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場に次に掲げる事項を掲示して行う。

- (1) 空家等の所有者等の氏名及び住所
- (2) 空家等の所在地及び種別
- (3) 公表の理由

- 2 条例第9条第1項に規定する標識の様式は、空家等の適正な管理に関する条例に基づく標識(様式第4号)によるものとする。

(応急措置)

第13条 町長は、条例第11条第1項の規定による措置を行ったときは、応急措置実施通知書(様式第5号)により当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

- 2 町長は、条例第11条第1項の規定による措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等に負担させるときは、応急措置費用請求書(様式第6号)により当該特定空家等の所有者等に請求するものとする。

(軽微な措置)

第14条 条例第12条に規定する規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生(簡易なものに限る。)
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝打ち
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で町長が必要と認めるもの(身分を示す証明書)

第15条 条例第13条に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第7号)によるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年8月26日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。

別表(第3条関係)

区分		状態	
1	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	建築物全体	1以上の階が傾斜している。
		建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、破損、変形等が生じている。
		屋根	崩落している。 屋根ふき材が脱落し、剥離し、又はずれている。

			軒、ひさし又はけらばが腐食し、又は腐朽している。
			軒又はひさしが垂れ下がっている。
		外壁及び開口部	外壁が崩落している。 外壁の仕上材料に脱落、剥離、破損、変形等が生じている。
		看板、給湯器設備、室外機その他の建築物に付属する工作物	脱落、剥離、破損、変形等が生じ、又は傾斜している。
		屋外階段、バルコニー	腐食、破損、脱落等が生じ、又は傾斜している。
		門、塀、柵、擁壁その他の敷地を囲む工作物	傾斜し、若しくは崩落し、又は亀裂、破損等が生じている。
2	そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	建築物又は建築設備	石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質の粉じんが飛散し、又は発散するおそれがある。 浄化槽の放置、破損等による汚物の流出又は臭気の発生がある。 汚水若しくは汚物が流出し、又は臭気を発散している。
		建築物及びその敷地	廃棄物その他の物が堆積し、又は散乱していることにより臭気を発散している。 ねずみ、蚊、はえその他の動物のふん尿、死体その他の汚物又は廃物が散乱している。
3	適切に管理が行なわれていないことにより著しく	屋根、外壁その他の建築物の外観を構成する部分及び建築物の敷地のうち、道路、公園、広場その他の公	汚損、腐食、腐朽、剥離又は破損が生じている。 看板が原型を留めず本来の用をな

	く景観を損なっている状態	共の用に供する空地又は隣地（以下「公共用空地等」という。）から視認することができる部分	さない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。 樹木、雑草等が当該部分を覆っている。 廃棄物その他の物が堆積し、又は散乱している。
		一時的に設置する足場、養生のための資材その他の建築物を覆う仮設の資材のうち、公共用空地等から視認することができる部分	汚損、腐食、腐朽又は破損が生じている。 当該資材を通常必要とする期間を超えて設置している。
4	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	樹木、雑草等	樹木（かん木を除く。）が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより敷地の境界を越えている。 落葉、落枝等が大量に散乱している。 かん木、雑草等が繁茂することにより敷地の境界を越えている。
		建築物及びその敷地	かん木、雑草等が敷地の全体にわたって繁茂している。 ねずみ、蚊、はえその他の動物が多数生息し、又は発生している。
		外壁及び開口部	人が侵入することの可能な大きさの戸、窓その他の開口部が常時開放されている。 外壁に人が侵入することの可能な大きさの穴、亀裂等が生じている。
		門、塀、柵、擁壁その他の敷地を囲む工作物	人が侵入することの可能な大きさの穴、亀裂等が生じている。
		建築物の敷地	敷地内の土砂が大量に流出している。

備考

- 1 「低木」とは、高さがおおむね2メートル以下である樹木をいう。
- 2 「かん木」とは、高さがおおむね50センチメートル以下である樹木をいう。

様式第1号(第4条関係)

第	号
身分証明書	
所 属	写 真
職 名	
氏 名	
生年月日	
この証明書を携帯する者は、空家等対策の推進に関する法律第9条第2項の規定により 立入調査等を行う職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
熊取町長 印	

様式第2号(第11条関係)

第 号
年 月 日

氏名

熊取町長



意見陳述機会付与通知書

空家等の適正な管理に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を与えますので、意見陳述書により意見を記載し、提出してください。

記

件名	
空家等の所在地及び種別	
予定される(勧告・公表及び標識の設置)の内容	
根拠となる法令の条項	
(勧告・公表及標識の設置)の原因となる事実	
意見陳述書の提出先及び提出期限	

注 意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを希望する者は、この通知を受けた日から5日以内にその旨を申し出てください。

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

提出先 熊取町長

意見を述べる者
住所
氏名

意見陳述書

空家等の適正な管理に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

件名	
空家等の所在地及び種別	
予定される（勧告・公表及び標識の設置）の内容についての意見	
（勧告・公表及標識の設置）の原因となる事実についての意見	
証拠書類等の提出の有無	

注1 所定の欄に記載することができない場合には、別紙に記載し、添付すること。

2 証拠書類を提出する場合は、添付すること。

様式第4号(第12条関係)

空家等の適正な管理に関する条例に基づく標識

空家等の適正な管理に関する条例第9条第1項の規定により、この標識を設置する。

- 1 空家等の所有者等の氏名及び住所
- 2 空家等の所在地及び種別
- 3 勧告の内容
- 4 標識設置の理由

年 月 日

熊取町長



(注意)

- 1 勧告にかかる措置が実施されれば、速やかにこの標識を撤去するので申し出ること
- 2 この標識は熊取町の管理下にある
- 3 この標識を損壊した者は、刑法(明治40年法律第45号)第258条に規定する公文書毀棄罪で罰せられることがあります。

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

氏名

熊取町長



応急措置実施通知書

あなたの所有（管理）する次の空家等について、空家等の適正な管理に関する条例
第11条第1項の規定により応急措置を下記のとおり行ないましたので、通知します。

記

空家等の所在地及び種別	
講じた応急措置の内容	
講じた応急措置の費用	
講じた応急措置の実施日	
応急措置を講じなければならなかった理由	

（添付資料）

応急措置を行なう前（後）の写真

様式第6号(第13条関係)

第 号
年 月 日

氏名

熊取町長



応急措置費用請求書

空家等の適正な管理に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり応急措置に係る費用を請求します。

記

応急措置費用 金 _____ 円

内 訳

添付の納付書によりお支払いください。

様式第7号 (第15条関係)

第	号
身分証明書	
所 属 職 名 氏 名 生年月日	写 真
この証明書を携帯する者は、空家等の適正な管理に関する条例第11条に規定する緊急安全措置又は第12条に規定する軽微な措置を行う職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
熊取町長 	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第13条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第7号 (第15条関係)